

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市グリーンニューディール基金条例（第1号）…………… 3
- 秋田市部設置条例の一部を改正する条例（第2号）…………… 3
- 秋田市債権管理条例（第3号）…………… 3
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例（第4号）…………… 5
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例
の一部を改正する条例（第5号）…………… 5
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第6号）…………… 5
- 秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
（第7号）…………… 6
- 秋田市特別会計条例の一部を改正する条例（第8号）……………11
- 秋田市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例
（第9号）……………11
- 秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例（第10号）……………11
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第11号）……………11
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第12号）……………11
- 秋田市農業集落排水償還基金条例の一部を改正する条例（第
13号）……………12
- 秋田市都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例を廃
止する条例（第14号）……………12
- 秋田市開発審査会条例の一部を改正する条例（第15号）……………12
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第16号）……………12
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条
例（第17号）……………12
- 秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第18号）……………13
- 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例
の一部を改正する条例（第19号）……………13
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条
例（第20号）……………13
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第21号）……………13
- 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例（第22号）……………14
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第23号）
……………14

規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第7号）……………15
- 秋田市推進本部規則の一部を改正する規則（第8号）……………18
- 秋田市債権管理規則（第9号）……………18
- 秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する
規則（第10号）……………18

- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）
……………18
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部を改
正する規則（第12号）……………19
- 市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（第13号）
……………19
- 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する規則（第14号）……………19
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第15号）……………19
- 秋田市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則（第16号）
……………20
- 秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正
する規則（第17号）……………20
- 秋田市情報公開審査会規則および秋田市個人情報保護審査会規
則の一部を改正する規則（第18号）……………21
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則（第19号）……………21
- 秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第20号）……………22
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第21号）
……………23
- 秋田市民総合災害補償規則の一部を改正する規則（第22号）
……………24
- 秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（第23号）……………24

教 委 規 則

- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第2号）
……………24
- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する
規則（第3号）……………25

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 秋田市個別排水処理施設条例施行規程（第1号）……………25
- 秋田市農業集落排水施設条例施行規程（第2号）……………26
- 秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規程（第
3号）……………26
- 秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程（第4号）
……………27
- 秋田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程およ
び秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正
する規程（第5号）……………27
- 秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第6号）
……………27
- 秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第7号）
……………29

- 秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規程（第8号）30
- 秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第9号）31
- 秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程（第10号）32
- 秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程（第11号）32
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第12号）32
- 秋田市上下水道局債権管理規程（第13号）32
- 秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程（第14号）32

訓 令

- 秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令（第2号）49
- 秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第3号）49
- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第4号）50
- 秋田市建設工事検査規程の一部を改正する訓令（第5号）51
- 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令（第6号）51
- 秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令（第7号）51
- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第8号）51

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（第1号）51
- 秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第2号）52

告 示

- 納税通知書の公示送達について（第39号）53
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第40号）53
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第41号）53
- 秋田市個別排水処理施設の処理区域について（第42号）53
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第43号）53
- 納税通知書の公示送達について（第44号）54
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定の取消しについて（第45号）54
- 差押解除通知書の公示送達について（第46号）54
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第47号）54
- 放置自転車等の撤去および保管について（第48号）54
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第50号）55
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第51号）55
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第52号）55
- 北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の収納事務の委託について（第53号）55
- 八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の収納事務の委託について（第54号）55
- 平成22年度の地籍調査の指定について（第55号）56

- 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第56号）56
- 一部有料公園施設の施設使用料の収納事務の委託について（第57号）56
- 地縁による団体の認可について（第58号）56
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第59号）56
- 生活保護法による介護機関の指定について（第60号）57
- 住民票の職権削除について（第61号）57
- 住民票の職権削除について（第62号）57
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第63号）58
- 平成22年度秋田市一般廃棄物処理実施計画の策定について（第64号）58
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第65号）58
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第66号）58
- 自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第67号）58
- 自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第68号）58
- 自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第69号）58
- 自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第70号）59
- 市道路線の廃止について（第71号）59
- 市道路線の認定について（第72号）59
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第73号）59
- 包括外部監査契約の締結について（第74号）60
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第75号）60
- 市税督促状の公示送達について（第76号）61
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消しについて（第77号）61
- 秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第78号）61
- 放置自転車等の撤去および保管について（第79号）61
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第80号）61
- 秋田市建築計画概要書等の閲覧について（第81号）62
- 平成22年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第82号）62
- 平成22年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第83号）81
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第84号）106
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第85号）106
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第86号）106
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第87号）114

教 委 告 示

- 秋田市指定文化財の指定について（第6号）114
- 教育委員会定例会の招集について（第7号）114
- 教育委員会定例会の招集について（第8号）114

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第3号）114

- 投票区の変更について（第4号）114
- 農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数について（第5号）115

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第4号）115

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の休止について（第13号）115
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第14号）115
- 指定排水設備工事業者の休止について（第15号）115
- 指定排水設備工事業者の休止について（第16号）115
- 指定排水設備工事業者の休止について（第17号）115
- 秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第18号）116

公 告

- 入札参加希望者の公募について116
- 入札参加希望者の公募について117
- 差押財産の公売について117
- 入札参加希望者の公募について118
- 土地区画整理事業の施行の認可について119
- 入札参加希望者の公募について119
- 秋田市森林整備計画の樹立について120
- 入札参加希望者の公募について120
- 農用地利用集積計画の策定について121
- 中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について121
- 土地区画整理事業の終了について121
- 差押財産の公売について122
- 主要地方道秋田岩見船岡線において歩道の新設等が完了したことによる必要な権限の代行の終了について122

土地開発公社公告

- 秋田市土地開発公社理事会の招集について（第2号）122

条 例

秋田市グリーンニューディール基金条例をここに公布する。
平成22年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

秋田市グリーンニューディール基金条例
（設置）

第1条 地球温暖化対策を推進するための事業に要する経費に充てるため、秋田市グリーンニューディール基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、地球温暖化対策を推進するための事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年 3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条建設部の項に次の1号を加える。

(4) 公園および緑化に関すること。

第1条都市整備部の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、平成22年 4月1日から施行する。

秋田市債権管理条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市債権管理条例

（目的）

第1条 この条例は、市が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。

(3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(4) その他の債権 市の債権のうち、市税および公課以外のものをいう。

(5) 条例等 条例および規則（地方自治法（昭和22年法律第67

号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令および条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長および公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、法令および条例等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等に努めなければならない。

2 市長は、市の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、別に定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 市長等は、市税および公課の滞納処分ならびに徴収猶予、換価の猶予および滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 市長等は、その他の債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、もしくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押えもしくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損

害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第14条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権およびこれに係る損害賠償金等に係るその他の債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (4) 第8条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (5) 第11条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

(報告)

第15条 市長は、前条の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(時間外代休時間)

第8条の3 任命権者は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間

が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第10条第1項に規定する休日および代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第8条の3第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日等および休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和28年秋田市条例第4号）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第9条」を「第8条の3第1項に規定する時間外代休時間、同条例第9条」に、「年次有給休暇」を「ならびに年次有給休暇」に改める。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

退職手当審査会委員	日額 10,000円
-----------	------------

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表に次のように加える。

23	研修医指導 手当	研修医1人につき 月額10,000円以内	臨床研修の指導に 従事する職員
----	-------------	-------------------------	--------------------

第15条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1

項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間について、時間給に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間について、時間給に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
第18条第1項中「2万円」を「4万円」に、「3万円」を「6万円」に改める。

附 則
（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第17条の表第15条第3項の項の次に次のように加える。

第15条第4項	前項	秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第17条
第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、時間給に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第22条の表第15条第3項の項の次に次のように加える。

第15条第4項	前項	秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第22条
第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第22条の規定によ

	り読み替えられた第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、時間給に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
--	---

秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲および順位）

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 職員を故意に死亡させた者
- 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加え、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改める。

第5条の2第2項中「第7条の4第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定に

より、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第7項の規定により職員としての引き続きした在职期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項もしくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当および第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第11号中「第7条の4第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第12号中「第7条の4第2項」を「第8条第2項」に改め、同項第13号中「第7条の4第3項第1号」を「第8条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第7条の4第3項第2号」を「第8条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第7条の4第3項第3号」を「第8条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第7条の4第3項第4号」を「第8条第3項第4号」に改め、同項第17号中「第7条の4第3項第5号」を「第8条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第7条の4第3項第6号」を「第8条第3項第6号」に改める。

第6条の4第4項第1号中「でその勤続期間が」を「のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第6条の4第4項に次の3号を加える。

- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。
第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条の4の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在职期間の計算」に改め、同条中第4項および第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「一般の退職手当および前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）を「一般の退職手当等」に改める。

第11条を次のように改める。

（定義）

第11条 この条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を

除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容および程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第12条の2および第12条の3を削る。

第15条を第21条とし、第14条を第20条とする。

第13条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条に次の2項を加える。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容および程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止、処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項および第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
- （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
- 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合）にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基

礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 秋田市行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第12条第2項および第3項の規定は、第1項および第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。
（退職をした者の退職手当の返納）
- 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当

管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 秋田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
（遺族の退職手当の返納）
- 第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
 - 2 第12条第2項ならびに前条第2項および第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
 - 3 秋田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）
- 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する秋田市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対

し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況および当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとはならない。

7 第12条第2項ならびに第15条第2項および第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 秋田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。（秋田市退職手当審査会）

第18条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、秋田市退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号もしくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織および委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

附則第14項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第21項中「者を」を「者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第14条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

（秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しおよび同条を削り、第6条を第5条とし、同条に見出しとして「（退職手当の支給制限）」を付する。

第7条中「第11条から第12条の3まで（第12条第2項および第12条の3第3項を除く。）および第14条」を「第2条の3、第12条から第18条まで（第13条第8項および第9項、第14条第

1 項第 2 号、第15条第 1 項第 2 号および第 2 項（第16条第 2 項および第17条第 7 項において準用する場合を含む。）ならびに第17条第 5 項を除く。）および第20条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第12条第 1 項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（市長をいう。以下同じ。）」と、同項第 2 号中「地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。）」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4月 1 日から施行する。（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例、第 2 条の規定による改正後の秋田市公営企業職員の給与に関する条例および第 3 条の規定による改正後の秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。附則第 5 項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項ただし書中「ならびに第 7 条の 4」を「、第 8 条ならびに第19条第 3 項および第 4 項」に改める。

附則第 6 項中「第 3 条第 1 項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第 8 項、第10項、第13項および第23項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。

附則第 3 項中「第 7 条の 4 第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1 日から施行する。

秋田市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

秋田市違法駐車等の防止に関する条例（平成 4 年秋田市条例第 27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「もしくは第49条の 2 第 3 項」を「、第49条の 3 第 3 項もしくは第49条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4月19日から施行する。

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市河辺中央保育所の項および秋田市戸島保育所の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市河辺保育所	秋田市河辺北野田高屋字上前田表68番地 1	150人
----------	-----------------------	------

附 則

この条例は、平成22年 4月 1 日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、令第39条第 1 項第 3 号に該当する第一号被保険者のうち、その者の属する世帯の世帯員の収入、資産等の状況により、その世帯の生計を維持することが著しく困難であると認められるものであること。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「継続検査の申請を」を「自動車検査証の返付を受けよう」とに改める。

別表第 2 第93号の 2 の次に次のように加える。

㉓の3 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可更新申請手数料	220,000円
㉓の4 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業の変更許可申請手数料	220,000円

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市農業集落排水債償還基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市農業集落排水債償還基金条例の一部を改正する条例
秋田市農業集落排水債償還基金条例（平成16年秋田市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条および第4条中「秋田市農業集落排水会計歳入歳出予算」を「秋田市農業集落排水事業会計予算」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に、「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例（昭和50年秋田市条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。（経過措置）
- 廃止前の秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例の規定による清算金の徴収については、なお従前の例による。

秋田市開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市開発審査会条例の一部を改正する条例

秋田市開発審査会条例（平成12年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「7人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 6月28日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

牛島第二集会所	秋田市牛島西二丁目4番
---------	-------------

牛島第二集会所	秋田市牛島西二丁目4番
新屋比内町集会所	秋田市新屋比内町7番3号

牛島駐車場	秋田市牛島西二丁目10番ほか
-------	----------------

牛島駐車場	秋田市牛島西二丁目10番ほか
新屋比内町駐車場	秋田市新屋比内町7番ほか

改める。

別表第4中

牛島駐車場	2,500円
-------	--------

牛島駐車場	2,500円
新屋比内町駐車場	2,200円

改める。

附 則

この条例は、平成22年 7月 1日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「12円」を「15円」に改め、同条第3項中「使用料」を「使用料等」に改める。

第4条および第5条を次のように改める。

（使用料等の徴収方法）

第4条 使用料等は、市長の発する納入通知書により、指定の期限までに納付しなければならない。ただし、駐車場使用料については、別に定める方法により納付するものとする。

（保証金）

第5条 市長は、使用料等に係る債権の担保として、第2条の規定により使用料等を納付しなければならない者から保証金を徴することができる。

2 前項の保証金の額は、1万円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第6条を削る。

第7条第1項中「本市の住民で使用料等を納付する資力がない

と認めるときは、これ」を「特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料等（駐車場使用料を除く。）」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表第3第1号中

老人ホーム入所診断書	2,000円	を
------------	--------	---

施設入所用診断書	2,000円	に、
----------	--------	----

自賠償様式診療報酬明細書	2,000円	を
--------------	--------	---

自賠償様式診療報酬明細書	5,000円	に、
--------------	--------	----

自賠償様式診断書	3,000円	を
生命保険給付診断書	3,000円	
裁判用診断書	3,000円	

自賠償様式診断書	5,000円	に、
生命保険用診断書	3,000円	
裁判用診断書	10,000円	

生命保険治療経過回答書	5,000円	を
-------------	--------	---

治療経過回答書・意見書・診断書	5,000円	に、
-----------------	--------	----

小児慢性特定疾患承認事項変更申請書	1,000円	を
-------------------	--------	---

小児慢性特定疾患承認事項変更申請書	1,000円	に
職場提出用診断書・意見書・報告書	1,000円	
各種免許証用診断書・証明書	1,000円	
おむつ・ストマ用装具使用証明書	1,000円	
共済金請求用診断書・証明書	1,000円	
二次検診・精密検査結果報告書・証明書	1,000円	
公共職業安定所提出用証明書・意見書	1,000円	
診療報酬明細書・証明書	1,000円	
精神障害者保健福祉手帳用診断書	1,000円	
精神通院医療用診断書	1,000円	
特別障害者手当認定診断書	1,000円	
障害年金申請用受診状況等証明書	1,000円	
自立支援医療用意見書	1,000円	
航空旅行用診断書	3,000円	
公務災害に係る意見書・回答書	5,000円	
労災保険診療に係る症状照会回答書	5,000円	
労災保険診療に係る意見書	7,000円	

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の市立秋田総合病院使用料および手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は利用に係る使用料および手数料から適用し、同日前の診療又は利用に係る使用料および手数料については、なお従前の例による。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表秋田市立上新城中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表費用弁償額（1回につき）の欄中「2,800円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第13号中「特定老人」を「特定患者」に改め、同表の備考の5中「特定老人」を「特定患者」に、「注4」を「注5」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第33条の2第2項中「および公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「および公的年金等に係る所得」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第33条の5の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、

これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得および公的年金等に係る所得以外」とする。

第33条の3第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。
第33条の6第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

附則第13条を削り、附則第13条の2を附則第13条とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(個人の市民税に関する経過措置)
- 改正後の秋田市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第33条の2第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。
(法人の市民税に関する経過措置)
- 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年秋田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業(同法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)」に改める。

第2条第1項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「47万円」を「50万円」に改め、同条第3項ただし書中「12万円」を「13万円」に改める。

第18条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第18条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第19条の2において同じ。)である場合における第4条および前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第18条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号および第3号において同じ。)」とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第19条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実事を証明する書類を提示しなければならない。

附則第3項中「同項中「第703条の5第1項」を「同条中「第703条の5」に、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成22年度以後の保険税の減免の特例)

16 当分の間、平成22年度以後の第21条第1項第3号による保険税の減免については、同号中「該当する者(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第24条の4」を「・第24条の3」に、「第25条」を「第25条・第25条の2」に、「第5節 建設部の所属機関（第41条・第42条）」を「第5節 削除」に改める。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(組織運営の基本原則)

第2条 職員は、この規則に定める組織の運営に当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、それぞれの職務を遂行するものとする。

- (1) 指揮命令系統は、常に統一を保ち、これを乱すことのないよう努めること。
- (2) 関係部局との意思疎通を図り、分担する事務に間げきが生じないように努めること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、職員個々の創意を尊重するよう努めること。
- (4) 職務に対し常に積極的に取り組むとともに、相互に協力し、組織を弾力的に運用するよう努めること。

第6条第1項の表総務部の項中「防災対策課」を「防災安全対策課」に改め、同表福祉保健部の項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表環境部の項中

環境企画課
ごみ減量推進課

を

環境都市推進課

に、

廃棄物対策課
環境業務課

を

廃棄物対策課

に

改め、同表商工部の項中

商業観光課
工業労政課

を

商工労働課
観光物産課

に

改め、同表建設部の項中

道路維持課

を

道路維持課
公園課

に

改め、同表都市整備部の項中

住宅整備課
公園課

を

住宅整備課

に

改め、同条第2項の表総務部総務課の項を削り、同表中

商工部工業労政課	企業集積促進室
----------	---------

を

商工部商工労働課	企業集積促進室
建設部公園課	公園施設管理センター

に

改め、同表都市整備部公園課の項を削る。

第8条診療局の項中「地域医療連携室」を「地域医療連携室 感染管理室」に改める。

第9条第1項総務課の項第5号を次のように改める。

(5) 行政組織および職務権限に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第9条第1項総務課の項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 行政手続に関すること。

第9条第1項総務課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同項第17号中「工事検査室」を「公共施設監査保全室」に改め、同号を同項第16号とし、同条第1項人事課の項第1号中「職務権限」の次に「に係る事務調整」を加え、同項第6号中「児童手当」の次に「および子ども手当」を加え、同項中第20号を第21号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 退職手当審査会に関すること。

第9条第1項防災対策課の項中「防災対策課」を「防災安全対策課」に改め、第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 防災その他の市民の安全に係る危機管理に関すること。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第10条企画調整課の項第13号中「男女共生・次世代育成支援室」を「子ども育成支援室」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 男女共生の推進に係る施策の企画および調査研究に関すること。

第10条企画調整課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 行政経営システムの構築に関すること。

第12条第1項市民課の項第8号中「児童手当」の次に「および子ども手当」を加える。

第13条第1項障害福祉課の項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同条第1項保護第一課の項に次の1号を加える。

(7) 離職者支援住宅手当緊急特別措置事業に関すること。

第13条第1項保護第二課の項に次の1号を加える。

(5) 離職者支援住宅手当緊急特別措置事業に関すること。

第13条の2 環境総務課の項中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を削り、第4号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 秋田市グリーンニューディール基金の管理に関する事。
- 第13条の2 環境総務課の項第3号の次に次の4号を加える。
- (4) 環境政策の調査および総合調整に関する事。
- (5) 地球温暖化対策に関する事。
- (6) 地球温暖化対策実行計画に関する事。
- (7) エコあきた行動計画の推進に関する事。

第13条の2 環境企画課の項を次のように改める。

環境都市推進課

- (1) 環境施策についての企画に関する事。
- (2) 環境基本計画に関する事。
- (3) 一般廃棄物に関する企画および調整に関する事。
- (4) 一般廃棄物の処理に係る計画および調査統計に関する事。
- (5) 一般廃棄物の排出および減量の啓発および指導に関する事。
- (6) 一般廃棄物の再利用等に関する事。
- (7) 環境教育および環境学習に関する事。
- (8) 市民の環境活動に関する事。
- (9) 自然環境の保全等に関する事。
- (10) 一般廃棄物の収集運搬に係る計画および調査統計に関する事。
- (11) 一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督に関する事。
- (12) ごみの減量の推進に関する事。
- (13) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。

第13条の2 ごみ減量推進課の項を削り、同条環境保全課の項中第11号を第12号とし、第10号を削り、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 汚染土壌処理業の許可に関する事。
- (9) 汚染土壌処理業者の指導監督に関する事。

第13条の2 環境業務課の項を削り、同条総合環境センターの項に次の1号を加える。

- (4) 廃棄物処理技術等の調査研究に関する事。

第14条第1項 商業観光課の項および工業労政課の項を次のように改める。

商工労働課

- (1) 商業の振興に関する事。
- (2) 中小企業および中小企業団体の育成指導に関する事。
- (3) 融資の相談およびあっせんに関する事。
- (4) 商店および商店街の育成指導に関する事。
- (5) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出等に関する事。
- (6) 鉱工業等の振興に関する事。
- (7) 鉱業権に関する事。
- (8) 工芸品産業の育成指導に関する事。
- (9) 機械類の貸付譲渡に関する事。
- (10) 設備投資資金等の融資の相談およびあっせんに関する事。
- (11) 秋田新都市開発整備事業に関する事。
- (12) 技能功労者等の表彰に関する事。
- (13) 工業用地に関する事。
- (14) 企業誘致および企業集積に関する事。
- (15) 高度技術産業集積活性化計画の推進に関する事。
- (16) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出等に関する事。

- (17) 勤労者の福祉に関する事。
- (18) 雇用の促進および労働相談に関する事。
- (19) 労働に関する情報および資料の収集に関する事。
- (20) 職業訓練センターに関する事。
- (21) 中高年齢労働者福祉センターに関する事。
- (22) 勤労者体育センターに関する事。
- (23) 勤労者総合福祉センターに関する事。
- (24) リフレッシュガーデンに関する事。
- (25) チャレンジオフィスあきたに関する事。
- (26) チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会に関する事。
- (27) 関係機関および諸団体との連絡調整に関する事。
- (28) 部内の連絡調整に関する事。
- (29) 課の予算経理に関する事。

観光物産課

- (1) 観光の振興に関する事。
- (2) 観光資源の調査および利用の促進に関する事。
- (3) 物産の振興に関する事。
- (4) 河辺ユフォレ公園施設に関する事。
- (5) 雄和観光交流館に関する事。
- (6) 雄和観光花き栽培園に関する事。
- (7) 雄和里の家に関する事。
- (8) 雄和観光農産物加工所に関する事。
- (9) 雄和糠塚地区民間資本活用施設に関する事。
- (10) 雄和ふるさと温泉に関する事。
- (11) 雄和コテージに関する事。
- (12) 雄和サイクリングターミナルに関する事。
- (13) 雄和休憩サービス施設に関する事。
- (14) 雄和高尾山レクリエーション施設に関する事。
- (15) 河辺岩見温泉に関する事。
- (16) 雄和ふるさと温泉供給施設に関する事。
- (17) 課（港湾貿易振興課を含む。）の予算経理に関する事。

第14条第1項 港湾貿易振興課の項第7号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 商工労働課企業集積促進室は、商工労働課の分掌事務のうち第13号から第16号までに掲げる事務を分掌する。

第14条の2 農林総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を削り、第23号を第20号とし、第24号から第34号までを3号ずつ繰り上げ、同条農地森林整備課の項中第10号および第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第26号までを2号ずつ繰り上げる。

第15条道路維持課の項の次に次のように加える。

公園課

- (1) 公園施設の設置許可および管理許可に関する事。
- (2) 公園地の占用許可、使用許可および使用料の徴収に関する事。
- (3) 開発行為に伴う公園および緑地の帰属引継ぎに関する事。
- (4) 公園および緑地の賃貸借契約に関する事。
- (5) 秋田県立自然公園条例（昭和33年秋田県条例第38号）に基づく公園事業の執行の認可等に関する事。
- (6) 公園および緑地の整備計画および建設に関する事。
- (7) 太平山スキー場に関する事。
- (8) 公園および緑地の維持管理に関する事。
- (9) 植樹および緑化の推進に関する事。

(10) 保存樹に関すること。
 (11) 緑化街区の指定および緑地協定に関すること。
 (12) 空閑地美化の指導に関すること。
 (13) アメリカシロヒトリ等の防除対策に関すること。
 第15条に次の1項を加える。
 2 公園課公園施設管理センターは、公園課の分掌事務のうち第8号から第13号までに掲げる事務を分掌する。
 第17条第1項住宅整備課の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。
 第17条第1項公園課の項を削り、同条第3項を削る。
 第19条診療局の項地域医療連携室の項の次に次のように加える。
 感染管理室
 (1) 感染に関すること。
 第23条の見出しを「(公共施設監査保全室)」に改め、同条第1項中「実地指導」の次に「ならびに公共施設の高品質および耐久性の向上」を加え、「工事検査室」を「公共施設監査保全室」に改め、同条第2項中「工事検査室」を「公共施設監査保全室」に改め、同項に次の5号を加える。
 (2) 市有建築物の保全および維持管理に係る調査研究に関すること。
 (3) 公共工事に関する技術的な指導および調整に関すること。
 (4) 公共工事の費用の縮減に関すること。
 (5) 公共事業の評価に関すること。
 (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく届出等に関すること。
 第24条を次のように改める。
 (新庁舎建設準備室)
 第24条 新庁舎の建設に関する事務を処理するため、新庁舎建設準備室を設置する。
 2 前項の新庁舎建設準備室は、総務部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 (1) 新庁舎の建設構想に関すること。
 (2) 秋田市庁舎建設基金の管理に関すること。
 (3) 室の予算経理に関すること。
 第24条の2の見出しを「(子ども育成支援室)」に改め、同条第1項中「男女共生政策および次世代育成支援対策」を「子ども育成支援対策」に、「男女共生・次世代育成支援室」を「子ども育成支援室」に改め、同条第2項中「男女共生・次世代育成支援室」を「子ども育成支援室」に改め、第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げる。
 第24条の3を削り、第24条の4を第24条の3とし、第4章第1節の3中第25条を第25条の2とし、同条の前に次の1条を加える。
 (未収金対策室)
 第25条 未収金対策に関する事務を処理するため、未収金対策室を設置する。
 2 前項の未収金対策室は、財政部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 (1) 未収金債権の整理に係る指導および助言に関すること。
 (2) 未収金債権の管理に係る調査研究および連絡調整に関すること。
 (3) 未収金対策連絡協議会に関すること。
 (4) 室の予算経理に関すること。
 第29条の5市民生活班の項第34号および第35号を削り、同条産

業班の項中第21号から第24号までを削り、第25号を第21号とし、第26号から第37号までを4号ずつ繰り上げる。

第30条の7健康管理課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自殺予防対策に関すること。

第30条の12中「福祉保健部障害福祉課」を「福祉保健部障がい福祉課」に改める。

第36条の2から第36条の7までの規定中「商工部工業労政課」を「商工部商工労働課」に改める。

第4章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第41条および第42条 削除

第47条第1項の表第6号の2中「および地域医療連携室」を「、地域医療連携室および感染管理室」に改め、同表中

15	看護師長	病院看護部	を
----	------	-------	---

15	看護師長	病院看護部	に
15の2	担当課長	課	

改め、同条第2項の表中

1の2	担当部長	部	上司の命を受けて、特定の事務を掌る。	を
-----	------	---	--------------------	---

1の2	危機管理監	総務部	上司の命を受けて、危機管理に関する事務を掌る。	に、
-----	-------	-----	-------------------------	----

3	副理事	部、保健所、市場および課所室等	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。	を
4	参事	部および課所室等		

3	副理事	部、保健所、市場および課所室等	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。	に
3の2	市民サービスセンター副所長	市民サービスセンター	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。	
4	参事	部および課所室等	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。	
4の2	報道官	広報課	上司の命を受けて、報道に関する事務を掌る。	

改め、同表第5号および第20号中「工事検査室」を「公共施設監査保全室」に改める。

第49条中「課等」を「課所室等」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

部局長等は、その部局等に属する課の分掌する事務のうち、特に必要があると認めるものについて、別に定めるところにより、担当課長に掌理させることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市推進本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 8 号

秋田市推進本部規則の一部を改正する規則
秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号を削る。

第 2 条安全安心対策推進本部の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。

秋田市債権管理規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

秋田市債権管理規則
（趣旨）

第 1 条 この規則は、秋田市債権管理条例（平成22年秋田市条例第 3 号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（台帳）

第 2 条 条例第 5 条に規定する台帳は、秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）第240条の債権管理簿とする。

（督促までの期間）

第 3 条 条例第 6 条の規定による督促は、法令に特別の定めがある場合を除き、納期限後20日以内に督促状を発して行わなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から15日以内の日とする。

（強制執行等までの期間）

第 4 条 条例第 8 条の相当の期間は、1年を超えない期間とする。
（債権の放棄までの期間）

第 5 条 条例第14条第 5 号の相当の期間は、1年を下回らない期間とする。

（議会への報告）

第 6 条 条例第15条の規定による議会への報告は、債権の種類および額その他市長が必要と認める事項について行うものとする。
（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第15条」を「第18条第 6 項および第21条」に改める。
第 4 条を次のように改める。

（委員）

第 4 条 条例第18条第 1 項に規定する秋田市退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、必要の都度市長が任命する。

3 委員は、その者の任命に係る当該諮問に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 5 条を第 9 条とし、第 4 条の次に次の 4 条を加える。

（会長）

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

（庶務）

第 7 条 審査会の庶務は、総務部人事課において処理する。

（運営）

第 8 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 条例第12条第 1 項第 5 号に該当する場合 所得証明書、課税証明書その他の条例第12条第 1 項第 5 号に該当することを証明する書類

第 7 条の表に次のように加える。

(6) 条例第12条第 1 項第 5 号に該当する者のうち、次のいずれにも該当するもの ア その属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が、当該減免に係る保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税（当該市町村民税の課税非課税の別が確定していない場合にあっては、当該年度の前年度分の市町村民税。以下同じ。）が課されていない者 イ その属する世帯の当該年の合算所得金額の見込額が、単身の世帯にあっては120万円、単身の世帯以外の世帯にあっては120万円に当該世帯の世帯員の人数の合計数から 1 を減じ	27,138円
---	---------

て得た数に60万円を乗じて得た額を加算した額を超えない者
 ウ その属する世帯の預貯金等の額が、その世帯の当該年の合算所得金額の見込額の2分の1の額を超えない者
 エ その属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために通常必要と認められる資産以外に利用し得る資産を所有していない者
 オ その属する世帯以外の世帯に属する者（当該減免に係る保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者に限る。）に扶養されていない者

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部を改正する規則

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則（昭和30年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条および第4条を削り、第2条を第3条とし、同条の次に次の3条を加える。

（保証金の額）

第4条 条例第5条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 診療の際に被保険者証の提示があった場合 1回につき5,000円（70歳以上の者にあつては、3,000円）
- (2) 診療の際に被保険者証の提示がなかった場合 1回につき1万円
- (3) 前2号の規定にかかわらず、交通事故による診療の場合 1回につき1万円

（使用料等の減免）

第5条 条例第6条第1項の規定により、市長が使用料等（駐車場使用料を除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他特別の事由により、使用料等の納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) 手数料について、官公署から文書の請求があった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

2 使用料等の減免を受けようとする者は、診療又は利用の前に必要な書類を添付した免除願を市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、入院もしくは診療又は利用の後に提出することができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

第1条の前の見出しを削り、同条中「市立秋田総合病院使用料

および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）第6条による使用料および手数料（以下「使用料等」という。）を「条例第4条の規定による使用料等」に改め、同条を第2条とし、同条の前に見出しとして「（使用料等の徴収）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則（平成3年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大山副市長」を「中川副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表第12号ウ、別表第1の4の表第10号ウ、別表第2の1の表第12号ウおよび別表第2の4の表第10号ウ中「医療保険に係る」を削る。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第193条第4号中「（許可期間が3日以内のものを除く。）に關すること」を「および使用料の減免に關すること（当該使用許可の期間が3日以内のものを除く。）」に改める。

第196条第1項第3号中「において公用又は公共」を「又は公共的団体等において公用もしくは公共用又は公共的活動」に改め、同項第5号中「市の事務又は事業の遂行上真にやむを得ない」を「市長が特に必要」に改める。

別表第1の2役務費の項中「医療保険に係る」を削り、「介護

保険に係る主治医意見書手数料」を「障害福祉サービス等報酬審査支払手数料、介護保険に係る主治医意見書手数料、障害者自立支援法に基づく医師意見書手数料」に改め、同表中

扶助費	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第15条、児童福祉法第51条、身体障害者福祉法第35条、生活保護法第70条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。別表第2において同じ。）、知的障害者福祉法第22条、老人福祉法第21条、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条および第37条の2ならびに障害者自立支援法第92条に基づくものならびに別に定める福祉医療給付費およびこれに準ずるもの
-----	---

を

扶助費	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第15条、児童福祉法第50条および第51条、身体障害者福祉法第35条、生活保護法第70条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。別表第2において同じ。）、知的障害者福祉法第22条、老人福祉法第21条、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条および第37条の2ならびに障害者自立支援法第92条に基づくものならびに別に定める福祉医療給付費およびこれに準ずるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条ならびに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条および第26条の2に基づくもの

改める。

別表第2 役務費の項中「医療保険に係る」を削り、「介護保険に係る主治医意見書手数料」を「障害福祉サービス等報酬審査支払手数料、介護保険に係る主治医意見書手数料、障害者自立支援法に基づく医師意見書手数料」に改め、同表委託料の項中「老人福祉法」の次に「、介護保険法（平成9年法律第123号）」を加え、同表中

扶助費	行旅病人及行旅死亡人取扱法第15条、児童福祉法第51条、身体障害者福祉法第35条、
-----	---

	生活保護法第70条、知的障害者福祉法第22条、老人福祉法第21条、母子保健法第20条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条および第37条の2ならびに障害者自立支援法第92条に基づくものならびに別に定める福祉医療給付費およびこれに準ずるもの
--	---

を

扶助費	行旅病人及行旅死亡人取扱法第15条、児童福祉法第50条および第51条、身体障害者福祉法第35条、生活保護法第70条、知的障害者福祉法第22条、老人福祉法第21条、母子保健法第20条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条および第37条の2ならびに障害者自立支援法第92条に基づくものならびに別に定める福祉医療給付費およびこれに準ずるもの
	児童扶養手当法第4条ならびに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条および第26条の2に基づくもの

に

改める。

別表第2の2 役務費の項中「医療保険に係る」を削り、「介護保険に係る主治医意見書手数料」を「障害福祉サービス等報酬審査支払手数料、介護保険に係る主治医意見書手数料、障害者自立支援法に基づく医師意見書手数料」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第193条および第196条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則（秋田市都市公園条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「都市整備部公園課」を「建設部公園課」に改める。

（チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部改正）

第2条 チャレンジオフィスあきた条例施行規則（平成14年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第16条中「商工部工業労政課」を「商工部商工労働課」に改める。

（秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正）

第3条 秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則（平成18年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉保健部障害福祉課」を「福祉保健部障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「第3条第1項」の次に「、第3項および第4項」を加え、「許可」を「許可等」に改め、本則中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、本則第7号中「第2号および第3号」を「第3号および第4号」に改め、同号を本則第8号とし、本則第6号中「第4号まで」を「第5号までおよび次号」に改め、同号を本則第7号とし、本則第5号中「前各号」の次に「および第8号」を加え、同号を本則第6号とし、本則第4号を本則第5号とし、本則第3号中「第5条第1項」の次に「および第4項」を加え、「許可」を「許可等」に改め、同号を本則第4号とし、本則第2号中「および第3項（」を「、第3項（同条第6項ならびに）」に改め、「第5条第3項」および「含む。」の次に「および第5項」を加え、同号を本則第3号とし、本則第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 農地法第3条の2第1項の規定による農地等の権利の設定を受けた者に対する措置に係る勧告および同条第2項の規定による農地等の権利の設定の許可の取消し

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市情報公開審査会規則および秋田市個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市情報公開審査会規則および秋田市個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

(秋田市情報公開審査会規則の一部改正)

第1条 秋田市情報公開審査会規則（平成10年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(秋田市個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2条 秋田市個人情報保護審査会規則（平成17年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 特定の事実につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事実に係る調査審議に参加することができない。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第10条」を「第8条の3第1項」に、「第9条第1項において」を「以下」に改める。

第8条の11の次に次の1条を加える。

(時間外代休時間の指定)

第8条の12 条例第8条の3第1項の規則で定める期間は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「給与条例」という。）第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定に基づき時間外代休時間（同項に規定する時間外代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日および代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項および第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第15条第1項第1号又は第2項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 給与条例第15条第3項（秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第17条（育児休業条例第20条において準用する場合を含む。）又は第22条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営ならびに職員の健康および福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康および福祉の確保に特に配慮

したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、別に定める。

第9条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の3第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日等および休日)」に改める。

第25条中「および」を「、第8条の12第1項および第3項ならびに」に改め、「振替等」の次に「、時間外代休時間の指定」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市職員被服貸与規則(昭和29年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条関係)

品目および貸与期間	合 服		防寒衣(外とう、アノラック)	雨がっぱ	保 健 服		女 性 用 上 衣		作 業 服	ゴ ム 長 靴	ズ ッ ク 靴	安 全 靴	足 袋		スネあて	事 務 服		手 袋	ゴ ム 前 掛 け	作 業 帽	白 衣	三 角 巾	ニ ッ ト パ ン ツ	ヘルメット		
	上 衣	ズボン			夏 服	冬 服	夏 服	冬 服					夏 服	冬 服		地 下 足 袋	高 所 作 業 足 袋								夏 服	冬 服
	2年	1年			3年	3年	1年	3年					2年	2年		2年	2年								3年	3年
職員の範囲																										
外勤の市民税課、資産税課および納税課の職員ならびに外勤の社会福祉主事	男性		1							1																
	女性		1							1					2	1										
運転士(保育所、大森山動物園、道路維持課および公園課を除く。)	1	1	1	1						1																
庁務員(保育所を除く。)			1	1				1	1	1																
校務員(男性)			1	1				1	1	1	1									1						
保育所の調理師および庁務員																					1	1	1			
保健師、栄養士および歯科衛生士					1	1																				
駅東サービスセンター、母子生活支援施設および上記以外の保育所の職員(女性)							1	1																		
保健所衛生検査課の職員			1	1				1	1	1	1									1	1					
食肉衛生検査所の職員			1	1				1	1	2	1	1	1		1			5	1	1	6					
環境部の工務員			1	1				1	1	1	1	1						1		1						
農林部、建設部(道路維持課および公園課を除く。)および都市整備部の工務員			1	1				1	1	1	1									1						
大森山動物園の動物飼育業務従事者			1	1				1	1	1	1							5		1						
道路維持課の運転士および工務員			1	1				1	1	2	1	1						1		2						

公園課の運転士および工務員			1	1					1	1	2	1	1	1	1	1			5		2				
斎場業務従事者	1	1							1	1		1										1			
上記以外の職員で別に定める課所室等の外勤職員			1	1					1	1	1	1	1								1				1
上記以外の職員（女性）																				2	1				

備考 技能員については、この表に掲げる職員（以下「外勤職員等」という。）が従事する業務に従事する場合は、当該業務に従事する外勤職員等とみなして、同表の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の3第1項の規定により指定された時間外代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の3第1項の規定により時間外代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

第10条の3第1号ア中「法定労働時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項に規定する1週間についての上限の労働時間をいう。以下この条において同じ。）」を「38時間45分」に改め、「（以下この条において「法定労働時間等」という。）」を削り、同号イ中「法定労働時間等」を「38時間45分に当該週に属する休日等に勤務した時間を加えた時間」に、「法定労働時間」を「38時間45分」に改め、同条第2号中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

第10条の4第2項中「100分の25」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超える場合において、その60時間を超えて勤務した全時間 100分の50（勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外代休時間（以下「時間外代休時間」という。）を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、その60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、100分の25）
 - (2) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えない場合における全時間 100分の25
- 第10条の4を第10条の5とし、第10条の3の次に次の1条を加

える。

第10条の4 条例第15条第4項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（別に定める職員を除く。）次に掲げる日
 - ア 当該月における日曜日
 - イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日
- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日）に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他別に定める職員を除く。）次に掲げる日
 - ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - (ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
 - (イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
 - イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める時間であるものに限る。）により週休日に変更された日
 - (ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
 - (イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して別に定める日

第11条第1項第4号中「第10条第1項」を「第8条の3第1項」に改め、「が休日等」の次に「又は勤務時間条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外代休時間を指定された日（以下この号において「指定時間外代休日」という。）」を、「当該休日等」の次に「又は指定時間外代休日」

を加える。

第12条の4第3項中「2万円」を「4万円」に改める。

別表第2に次のように加える。

23	研修医指導 手当	臨床研修の指導に 従事する医飼およ び歯科医師	研修医1人につき 月額10,000円以内 で別に定める額
----	-------------	-------------------------------	------------------------------------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市民総合災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市民総合災害補償規則の一部を改正する規則

秋田市民総合災害補償規則（昭和61年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) その被災者の故意又は重大な過失

第4条第2号中「故意」の次に「又は重大な過失」を加え、同号ただし書中「他の者」を「その者」に、「ついてはこの限りでない」を「限る」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) その被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

第4条第4号中「被災者」を「その被災者」に改め、同条第5号中「出産」の次に「、早産」を加え、同条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「」もしくは核燃料」を「以下同じ。）もしくは核燃料物質」に、「その他有毒な特性もしくは」を「その他の有害な特性又は」に改め、「又はこれらに随伴して生じた事故」を削り、同号を同条第10号とし、同条第8号を削り、同条第7号中「もしくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故」を「又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 地震、噴火又は津波

第4条中第6号を削り、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置（当該外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除く。）

(7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染（当該環境汚染の発生が不測かつ突発的事故によるものである場合を除く。）

第4条に次の2号を加える。

(13) その被災者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故

(14) 第8号から第10号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらの事由に伴う秩序の混乱により生じた事故

第4条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、被災者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因にかかわらず、補償金を支払わないものとする。

第6条中「全国市長会市民総合賠償補償保険契約特約書」を

「全国市長会市民総合賠償補償保険特約書」に、「スポーツ災害補償特約条項」を「スポーツ災害補償特約」、「施設災害補償特約」に、「入院医療補償保険金の支払いに関する特約条項」を「入院医療補償金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の1中「、同法」を「、同法第314条の7、同法第314条の8、」に改め、「ならびに地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7」を削り、「地方税法第323条」を「同法第323条」に改め、同表の備考の2の（1）中「第78条第2項第1号、第92条第1項および」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）および第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項ならびに」に改め、同表の備考の2の（2）中「ならびに第41条の19の2第1項ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第5条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに第41条の19の5第1項」に改め、同表の備考の3を次のように改める。

3 この表における「3歳未満児」、「3歳児」および「4歳以上児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育所における保育が実施された日の属する年度の初日において、それぞれ3歳未満、3歳および4歳以上の児童をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の備考の1の規定は、平成21年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成20年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第1の備考の2の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成22年 3月17日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第2号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項スポーツ振興課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 全国高等学校総合体育大会に関すること。

第13条第1項、第14条第1項および第15条第1項中「秋田市大町二丁目3番27号」を「秋田市山王七丁目3番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月17日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第3号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立下新城小学校等共同調理場の項中「、金足東小学校」を削り、同表秋田市立河辺学校給食センターの項中「、赤平小学校」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市個別排水処理施設条例施行規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市個別排水処理施設条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

（個別排水処理施設の設置申請）

第3条 条例第5条第1項の規定により個別排水処理施設の設置を申請しようとする住宅所有者等は、個別排水処理施設設置申請書に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 建築物およびその付近の平面図又は見取図で、縮尺および方位、道路、建築物、水道および井戸の位置ならびに台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置を表示したもの

(2) 建築物の所在地が確認できる書類

(3) 個別排水処理施設、排水設備および放流先の位置ならびに敷地の境界線を表示した図面

(4) 個別排水処理施設の設置の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、条例第5条第2項の規定により工事計画の承諾を求めるときは、個別排水処理施設設置工事計画書により行うものとする。

3 条例第5条第3項の規定により工事計画の変更を求めようとする申請者は、個別排水処理施設設置工事計画変更申請書を管理者に提出しなければならない。

4 条例第5条第4項の承諾書は、個別排水処理施設設置工事計画承諾書とする。

5 放流先までの経路に権原を有する者がいる場合は、その利用関係につき申請者において適切な調整を行うものとする。

（個別排水処理施設の設置通知）

第4条 条例第7条の規定による個別排水処理施設の設置の通知は、個別排水処理施設設置工事完了通知書によるものとする。

（排水設備の設置基準）

第5条 条例第9条の管理者が定める基準は、次に定めるとおりとする。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 排水設備は、雨水、土砂等が個別排水処理施設に流入しない構造とすること。

(2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 排水管の内径は、100ミリメートル以上とすること。

(4) 排水管のこう配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。

(5) まず又はマンホールには、密閉することができるふたを設けること。

(6) 排水設備の付帯設備の設置については、次に掲げるところによること。

ア 台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げるものを排出するおそれのある箇所には、ごみよけ装置を設けること。

イ 排水設備および個別排水処理施設に支障を及ぼすおそれのある機器等を設置しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める基準

（排水設備の工事申請）

第6条 条例第10条の規定により、排水設備の新設等しようとする者は、当該工事の申請をする場合は、個別排水処理施設排水設備工事承認申請書に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 計画平面図で縮尺300分の1以上のもの

(3) 縦断面図で、縮尺横は計画平面図に準じ、縦は100分の1以上のもの

(4) 構造詳細図で縮尺20分の1以上のもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（排除汚水量の認定）

第7条 条例第23条第1項第2号に規定する水道水以外の水による排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事用を使用する場合においては、1世帯1月につき15立方メートルとする。ただし、水道水と併用する場合においては、1世帯1月につき12立方メートルとする。

(2) 家事用以外に使用する場合においては、人員、業態、水の

使用状況その他の事情を勘案して定める水量とする。

- (3) 動力式揚水設備で計量のための装置が設置されている場合は、前号の規定にかかわらず、その使用水量とする。
(管理者が認める態様)

第8条 条例第25条第2項に規定する管理者が認める態様は、家事用とする。

(使用料の減免)

第9条 条例第27条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第27条の規定により減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に秋田市個別排水処理施設条例施行規則(平成16年秋田市規則第68号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市農業集落排水施設条例施行規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市農業集落排水施設条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市農業集落排水施設条例(平成元年秋田市条例第15号。以下「条例」という。)第8条第2項、第9条および第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の設置義務)

第2条 排水設備は、条例第6条の規定により秋田市農業集落排水施設(以下「施設」という。)の供用開始の告示のあった日から3月以内に設置しなければならない。ただし、特別の事情により、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(排水設備の工事申請手続)

第3条 条例第7条の規定により排水設備の新設、改造、修理又は撤去をしようとする者が、当該工事の申請をする場合は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図(縮尺300分の1以上)
- (3) 縦断面図(縮尺横は計画平面図に準じ、縦は100分の1以上)
- (4) 構造詳細図(縮尺20分の1以上)
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(費用の負担額)

第4条 条例第8条第2項の規定による費用の負担額は、工事費の10分の1を限度に賦課徴収する。ただし、市が設置した既設の施設のほか、新たに施設を設置しようとするときの費用の負担は、使用者の負担とする。

(排水設備の設置基準)

第5条 条例第9条の管理者が定める基準は、次に定めるとおりとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、

この限りでない。

- (1) 排水管の内径は、100ミリメートル以上とすること。
- (2) 集水ますは、内径又は内径の150ミリメートル以上とし、排水きよの大きさおよび埋設の深度に応じたものとする。
- (3) 施設の排水管に接続する場合は、汚水ますおよび取付管をもって配水管に接続すること。
(排除汚水量の認定)

第6条 条例第16条第1項第2号に規定する水道水以外の水による排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 家事用に使用する場合においては、1世帯1月につき15立方メートルとする。ただし、水道水と併用する場合には、1世帯1月につき12立方メートルとする。
- (2) 家事用以外に使用する場合においては、人員、業態、水の使用状況その他の事情を勘案して定める水量とする。
- (3) 動力式揚水設備で計量のための装置が設置されている場合は、前号の規定にかかわらず、その使用水量とする。
(管理者が認める態様)

第7条 条例第18条第2項に規定する管理者が認める態様は、家事用とする。

(使用料の減免)

第8条 条例第20条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に秋田市農業集落排水施設条例施行規則(平成元年秋田市規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例(平成16年秋田市条例第132号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の減免)

第2条 条例第5条の規定により分担金の減免を受けようとする受益者(条例第2条に規定する受益者をいう。以下同じ。)は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。

(受益者の変更)

第3条 条例第6条に規定する受益者の変更があったときは、直ちに受益者変更届を管理者に提出しなければならない。

(賦課徴収に関する事務の委任)

第4条 管理者は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第2項の規定により分担金の賦課徴収に関する事務に従事

する職員に、次に掲げる事務に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を委任する。

(1) 分担金の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。

(2) 分担金の滞納者の財産の搜索および差押えに関すること。

2 前項各号に規定する事務の委任を受けた職員は、その身分を示す証票を携帯し、事務の執行に際し必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 前項の証票は、秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）様式第15号に規定する証票とする。
（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則（平成16年秋田市規則第69号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例（昭和60年秋田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受益者の指定）

第2条 条例第2条の規定において、同一の住居に2以上の世帯が居住しているときは、管理者が指定する世帯主を受益者とすることができる。

（分担金の還付の方法）

第3条 分担金の還付を受けようとする者は、分担金還付請求書を管理者に提出しなければならない。

（分担金の減免）

第4条 条例第6条の規定により分担金の減免を受けようとする者は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。

（受益者の変更）

第5条 条例第7条に規定する受益者の変更があったときは、直ちに受益者変更届を管理者に提出しなければならない。

（譲渡申請）

第6条 条例第8条の規定により施設の譲渡を受けようとする者は、管理者に譲渡申請書を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請があったときは、その認否を決定して申請者に通知するものとする。

（分担金還付請求書等の様式）

第7条 この規程において規定する分担金還付請求書等の様式は、別に定める。

（賦課徴収に関する事務の委任）

第8条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により分担金の賦課徴収に関する事務に従事

する職員に、次に掲げる事務に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を委任する。

(1) 分担金の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。

(2) 分担金の滞納者の財産の搜索および差押えに関すること。

2 前項各号に規定する事務の委任を受けた職員は、その身分を示す証票を携帯し、事務の執行に際し必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 前項の証票は、秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）様式第15号に規定する証票とする。
（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（昭和60年秋田市規則第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第 5 号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

（秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その3中「お客様センター」を「下水道建設課」に改め、「60日以内に、」を「、受益者負担金については60日以内、分担金については30日以内に」に改める。

（秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部改正）

第2条 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その3中「お客様センター」を「下水道建設課」に、「60日以内に、」を「、受益者負担金については60日以内、分担金については30日以内に」に改める。

様式第5号、様式第7号および様式第9号中「60日以内」を「30日以内」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第 6 号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程
秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「公共下水道休止等届」を「排水設備使用（休止・廃止・再開・変更）届」に改める。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

申請者 住 所
氏 名

Table with 4 columns: 確認番号, 設置場所, 確認年月日, 平成 年 月 日. Rows include 施工業者, 工事種別, 所有区分, 使用水区分, 助成制度区分, 工事予定期間, 特記事項.

上記の計画を確認したので通知します。
上記の計画について助成金を（交付する・交付しない）ことと決定したので通知します。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第9号中「公共下水道休止等届」を「排水設備使用（休止・廃止・再開・変更）届」に、「公共下水道の使用の（休止・廃止・再開）を届け出します。」を「排水設備の使用を（休止・廃止・再開・変更）しますので、届出します。」に、

Table with 2 columns: 設置場所, 秋田市. Rows include お客様番号, 使用水区分, 年月日, 理由.

を

Table with 2 columns: 設置場所, 秋田市. Rows include 排水区分, 使用水区分, 年月日, 理由.

に

改める。

様式第13号中

Table with 2 columns: 申請理由, 該当事項に○を記入し、証明できる書類を添付してください. List of 12 items.

を

申請理由	該当事項の番号を○で囲み、証明できる書類を添付してください。
	1 生活保護を受けている
	2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を受けている
	3 就学援助費を受けている
	4 特別支援教育就学奨励費を受けている
	5 市民税の減免を受けている
	6 固定資産税の減免を受けている
	7 国民健康保険税の減免を受けている
	8 市営住宅家賃の減免を受けている
	9 保育料の減免を受けている
	10 福祉医療費（障害者）を受けている
	11 福祉年金（老齢年金を除く）を受けている
	12 震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた
	13 その他

に

担金および分担金」を「本市下水道事業の公共下水道使用料、受益者負担金および分担金ならびに農業集落排水事業の農業集落排水施設使用料および分担金ならびに個別排水処理施設使用料および分担金」に、「この証は、公共下水道使用料、受益者負担金および分担金」を「この証は、公共下水道使用料、受益者負担金および分担金ならびに農業集落排水施設使用料および分担金ならびに個別排水処理施設使用料および分担金」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第 7 号

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程
秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「公共下水道休止等届」を「排水設備使用（休止・廃止・再開・変更）届」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

改める。

様式第14号中「60日以内」を「30日以内」に改める。

様式第15号中「本市下水道事業の公共下水道使用料、受益者負

様式第 2 号（第 3 条関係）

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

<input type="text"/>							
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

申請者 住 所
氏 名

確認番号		確認年月日	平成	年	月	日
設置場所	秋田市					
施工業者	電話番号	責任技術者				
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造（便槽 槽）		<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 浄化槽切替（浄化槽 槽）			
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 会社等	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> アパート	<input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 建売	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他（ ）	（ 戸） （ 世帯）	
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用（ ・ ）					
助成制度区分	<input type="checkbox"/> 助成金 円		<input type="checkbox"/> 融資 円			
工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで					
特記事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）					

上記の計画を確認したので通知します。

上記の計画について助成金を（交付する・交付しない）ことと決定したので通知します。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第9号中「公共下水道休止等届」を「排水設備使用（休止・廃止・再開・変更）届」に、「公共下水道の使用（休止・廃止・再開）を届け出します。」を「排水設備の使用を（休止・廃止・再開・変更）しますので、届出します。」に、

設置場所	秋田市
お客様番号	
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用（ ・ ）
年 月 日	平成 年 月 日
理 由	

を

設置場所	秋田市
お客様番号	
排水区分	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 農業集落排水 <input type="checkbox"/> 個別排水処理施設
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用（ ・ ）
年 月 日	平成 年 月 日（休止・廃止・再開・変更）
理 由	

に

改める。

様式第13号中

申請理由	該当事項に○を記入し、証明できる書類を添付してください。 1 生活保護を受けている 2 就学援助費を受けている 3 特別支援教育就学奨励費を受けている 4 市民税の減免を受けている 5 固定資産税の減免を受けている 6 国民健康保険税の減免を受けている 7 市営住宅家賃の減免を受けている 8 保育料の減免を受けている 9 福祉医療費（障害者）を受けている 10 福祉年金（老齢年金を除く）を受けている 11 震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた 12 その他
------	--

を

申請理由	該当事項の番号を○で囲み、証明できる書類を添付してください。 1 生活保護を受けている 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を受けている 3 就学援助費を受けている 4 特別支援教育就学奨励費を受けている 5 市民税の減免を受けている 6 固定資産税の減免を受けている 7 国民健康保険税の減免を受けている 8 市営住宅家賃の減免を受けている 9 保育料の減免を受けている 10 福祉医療費（障害者）を受けている 11 福祉年金（老齢年金を除く）を受けている 12 震災、風水害、火災その他これに類す
------	---

に

る災害を受けた 13 その他

改める。

様式第14号中「60日以内」を「30日以内」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規程をここに公布する。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第8号

秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）において、くみ取便所を水洗便所に変更し、又は既設のし尿浄化槽を廃止しようとする者に対する便所の改造に要する資金（以下「資金」という。）の融資あっせんに関し必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせんの対象工事）

第2条 資金の融資あっせんの対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、処理区域において、居住の用に供する建築物の所有者が行う工事又は当該所有者の承諾を得て使用者が行う工事で、次に掲げるものとする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に変更するために行う便器その他排水設備の新設又は改造の工事
 - (2) 個別排水処理施設を設置するために行う既設のし尿浄化槽の撤去および排水設備の改造の工事
 - (3) 前2号に掲げる工事に附帯して行う工事
- （融資あっせんを受けることができる者の資格）

第3条 資金の融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 市税および個別排水処理施設整備事業分担金（秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例（平成16年秋田市条例第132号）第2条の規定に基づき徴収される分担金をいう。）を滞納していないこと。
 - (2) 条例第7条の規定に基づく個別排水処理施設の設置の通知を受けた日から1年を経過していないこと。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (3) 融資を受けた資金の償還について能力を有すると認められる者であること。
 - (4) 弁済の資力を有する確実な連帯保証人があること。
- （融資あっせんの条件）

第4条 資金の融資あっせんの条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資あっせんの額は、対象工事1件につき50万円以内において管理者が定める額とする。
 - (2) 利子は、市の負担とする。ただし、定められた期日を経過した償還金に係る利子については、この限りでない。
 - (3) 償還の方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して50月の範囲内において元金均等による月賦償還とする。
- （融資あっせんの申請等）

第5条 資金の融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」

という。)は、個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん申請書に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を取り下げようとするときは、個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん申請取届を管理者に提出しなければならない。

(融資あっせんの決定等)

第6条 管理者は、前条第1項の申請書を受理したときは、資金の融資あっせんの可否を決定し、その旨を個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書により申請者に通知するとともに、個別排水処理施設水洗便所改造資金融資依頼書により取扱金融機関(申請者が資金の融資を受けることとなる金融機関をいう。)に依頼するものとする。

(工事の完了)

第7条 前条の規定により資金の融資あっせんを受けることが決定した者(以下「決定者」という。)は、管理者が指定する期間内に対象工事を完了しなければならない。

2 決定者は、対象工事を完了したときは、速やかに個別排水処理施設排水設備工事完了届出書を管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

(融資あっせんの額の決定等)

第8条 管理者は、前条第2項の検査を終了したときは、融資あっせんの額を決定し、個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書により決定者に通知するものとする。

(融資あっせんの決定の取消し)

第9条 管理者は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により資金の融資あっせんを受けたとき。
- (2) 管理者が指定する期間内に対象工事を完了しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例およびこの規程の規定に違反したと認められるとき。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規則(平成19年秋田市規則第23号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程ここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第9号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程(昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務課の項中「企画情報係」を「経営企画係」に改め、同表お客様センターの項中「電算企画係」を「管理係」に、「収納係 サービス係」を「料金係」に改め、同表給排水課

の項中「技術管理係」を「普及指導係」に改め、同表水道建設課の項中「配水管整備係 受託工事係」を「整備第一係 整備第二係」に改め、同表下水道建設課の項中「雨水整備係」を「雨水整備係 集落排水整備係」に改め、同表下水道施設課の項中「設備係」を削り、同表水質管理センターの項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げるセンターおよび課に、同表の右欄に掲げる室を置く。

左 欄	右 欄
お客様センター	滞納整理推進室
浄水課	水質管理室

第3条第1項総務課の項第3号中「事業認可」を「水道の事業認可」に改め、同項お客様センターの項第2号中「初期調査」を「初期調査(水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料(以下「料金等」という。)に係るもの)」に改め、同項第4号中「水道料金および下水道使用料(以下「料金等」という。))」を「料金等」に改め、同項第7号中「徴収事務委託」を「徴収事務および滞納整理」に改め、同項第8号中「滞納整理および」を削り、同項に次の4号を加える。

- (2) 下水道(農業集落排水施設および個別排水処理施設を含む。以下この項において同じ。)の受益者負担金又は分担金の徴収に関する事。
- (3) 料金等および下水道の受益者負担金又は分担金の収納に関する事。
- (4) 下水道の使用料の適正化に係る調査に関する事。
- (5) 下水道の使用料の減免に関する事。

第3条第1項給排水課の項第2号中「排水設備工事」を「排水設備工事(農業集落排水施設および個別排水処理施設に係るものを含む。))」に改め、同項に次の2号を加える。

- (6) 下水道接続の促進、啓発および調査指導に関する事。
- (7) 貯水槽水道の指導等に関する事。

第3条第1項維持管理課の項第5号中「水道管路情報管理システムおよび下水道設計支援システム」を「上下水道管路情報管理システム」に改め、同項第9号中「下水道管渠」を「下水道管渠(農業集落排水施設に係るものを含む。))」に改め、同項に次の1号を加える。

- (1) 初期調査(技術に係るもの)に関する事。

第3条第1項下水道建設課の項第1号中「下水道」を「下水道(農業集落排水施設および個別排水処理施設を含む。以下この項において同じ。))」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 下水道の受益者負担金および分担金の賦課に関する事。
- (5) 下水道の事業認可に関する事。

第3条第1項浄水課の項に次の5号を加える。

- (8) 原水、浄水、給水栓水、排水等の水質検査・試験に関する事。
- (9) 水源流域および浄水処理過程等における水質調査および研究に関する事。
- (10) 水質の相談に関する事。
- (11) 水質検査計画に関する事。
- (12) 水質検査機器類の維持管理に関する事。

第3条第1項下水道施設課の項に次の2号を加える。

- (5) 農業集落排水施設(管路を除く。)の維持管理に関する事。
- (6) 個別排水処理施設の維持管理に関する事。

第3条第1項水質管理センターの項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 お客様センター滞納整理推進室は、お客様センターの分掌事務のうち第7号（滞納整理に関することに限る。）および第14号に掲げる事務を分掌する。

第3条に次の1項を加える。

3 浄水課水質管理室は、浄水課の分掌事務のうち第8号から第12号までに掲げる事務を分掌する。

第3条の2を削る。

第4条第1項中「、河辺お客様センター、雄和您客センター」を削り、同項の表中

3	所長	センター
3の2	室長	室

を

3	所長	センター
---	----	------

に、

4	所長	河辺お客様センターおよび雄和您客センター
---	----	----------------------

を

4	室長	室
---	----	---

に、

6	主事	局、課等、河辺お客様センター、雄和您客センターおよび係
---	----	-----------------------------

を

6	主事	局、課等および係
---	----	----------

に

改め、同条第2項中「、河辺お客様センター、雄和您客センター」を削る。

別表公印の種類の表現金取扱員領収印の項使用区分の欄中「および下水道事業収入」を「、下水道事業収入および農業集落排水事業収入」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第10号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（昭和57年秋田市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第2項に規定する普及促進室」を「これに相当するもの」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第11号

秋田市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局庁舎等管理規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および下水道事業」を「、下水道事業および農業集落排水事業」に改める。

第9条第2項中「（以下「申請者」という。）」を削り、「庁舎等使用許可申請書（以下「申請書」という。）」を「申請書」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第12号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第37条中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局債権管理規程をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第13号

秋田市上下水道局債権管理規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市債権管理条例（平成22年秋田市条例第3号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（台帳）

第2条 条例第5条に規定する台帳は、秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）第14条第10号の徴収簿とする。

（督促までの期間等）

第3条 条例第6条の規定による督促までの期間ならびに条例第8条および第14条第5号の相当の期間については、秋田市債権管理規則（平成22年秋田市規則第9号）第3条から第5条までの規定を準用する。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第14号

秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業および下水道事業財務規程（昭和41年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市上下水道局財務規程

第1条中「および下水道事業」を「、下水道事業および農業集落排水事業」に改める。

第9条中「秋田市下水道事業出納取扱金融機関」の次に「と、農業集落排水事業については秋田市農業集落排水事業出納取扱金融機関」を加え、「および下水道事業については秋田市下水道事業出納取扱金融機関と、農業集落排水事業については秋田市農業集落排水事業出納取扱金融機関」に改める。

第14条第1項中「以下「帳簿」という。」を「各帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「帳簿」という。」に改める。

第17条第2項中「別表第2に」の次に「、農業集落排水事業については別表第3に」を加える。

別表第1勘定科目表費用勘定の表原水および浄水費の目説明の欄中「関す費用」を「要する費用」に改め、同表被服費の節説明の欄中「規則」を「規程」に改め、同表路面復旧費の節説明の欄中「道路法」を「道路法（昭和27年法律第180号）」に改め、同表減価償却費の目説明の欄中「地方公営企業法施行規則」を「法施行規則」に改め、同表営業費用の項中

資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費	を
-------	---------	-----------------------	---

資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費	に
-------	---------	-----------------------	---

改め、同表営業外費用の項説明の欄中「企業および財務活動に伴う」を「金融および財務活動に伴う」に改め、同表企業債利息の節説明の欄中「企業費」を「企業債」に改め、同表資産勘定の表土地の目説明の欄中「測量」を「測量費」に改め、同表施設用地の節説明の欄中「含む」を「含む。」に改め、同表事務所用建物の節説明の欄中「建物を含む。」を「建物」に改め、同表施設用地の節説明の欄中「要に」を「用に」に改め、同表その他用建物の節中「その他用建物」を「その他建物」に改め、同表有形固定資産の項中

	原水及び浄水設備	取水から沈でん、濾過を経て、浄水を終るまでの作業用設備	を
	配水設備		
構築物減価償却累計額	その他構築物		

	原水および浄水設備	取水から沈でん、濾過を経て、浄水を終るまでの作業用設備	に
	配水設備		
	その他構築物		
構築物減価償却累計額			

改め、同表塩素滅菌設備の節説明の欄中「塩素投入装置等」の次に「塩素滅菌のための設備」を加え、同表量水器の節説明の欄中「塩素滅菌のための設備直接需用者」を「直接需用者」に改め、同表工具器具および備品の目中「工具器具」を「工具、器具」に、「タイプライター机」を「机」に改め、同表水利権の目説明の欄中「河川法（明治29年法律第71号）第17条および第18条」を「河川法（昭和39年法律第167号）第23条」に改め、同表借地権の目説明の欄中「民法第60条」を「民法（明治29年法律第89号）第601条」に改め、同表地上権の目説明の欄中「第269条」を「第265条」に改め、同表現金の目説明の欄中「支払期限」を「、支払期限」に改め、同表短期貸付金前払費用の項中

短期貸付金前払費用				を
			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照日から起算して1年以内に費用になるもの	

短期貸付金前払費用				に
			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用になるもの	

改め、同表その他流動資産の項中

その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税その他流動資産			を
---------	---------------------	--	--	---

その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税			に
	その他流動資産			

改め、同表負債勘定の表その他未払金の目説明の欄中「企業の未償還」を「企業債の未償還額」に改め、同表その他流動負債の項説明の欄中「預り有価証券」を「、預り有価証券」に改め、同表仮受消費税及び地方消費税その他流動負債の目中

仮受消費税及び地方消費税その他流動負債				を
---------------------	--	--	--	---

仮受消費税及び地方消費税その他流動負債				に
---------------------	--	--	--	---

改め、同表資本勘定の表自己資本金の項説明の欄中「開拓」を「開始」に改め、同表企業債の目説明の欄中「企業費」を「企業債」に改め、同表他会計借入金金の目説明の欄中「充てるために」

を「充てるための」に改め、同表減債積立金の目説明の欄中「令」を「法第32条第1項および法施行令」に改め、同表利益積立金の目説明の欄中「令」を「法施行令」に改め、同表当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）の項中

当年度未処分利益剰余金 （当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益金（又は純損失）の金額を加減した額
	繰越利益剰余金 年度末残高 （繰越欠損金 年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額
	当年度純利益 （当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）

当年度未処分利益剰余金 （当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額
	繰越利益剰余金 年度末残高 （繰越欠損金 年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額
	当年度純利益 （当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）

改める。

別表第2 勘定科目表費用勘定の表減価償却費の目説明の欄中

別表第3

勘 定 科 目 表

収益勘定

款	項	目	節	説 明
農業集落排水事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		農業集落排水施設使用料		
		他会計負担金		
		受託事業収益		
			受託工事収益	
			その他受託事業収益	
		その他営業収益		
			手数料	証明手数料等
			雑収益	

「地方公営企業法施行規則」を「法施行規則」に改め、同表資産減耗費の目中

資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費
-------	---------	-----------------------

資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費
-------	---------	-----------------------

改め、同表雑損失の節中「雑損失」を「雑支出」に改め、同表営業外費用の項説明の欄中「企業および財務活動に伴う」を「金融および財務活動に伴う」に改め、同表資産勘定の表土地の目説明の欄中「測量」を「測量費」に改め、同表施設用地の節説明の欄中「含む」を「含む。」に改め、同表事務所用建物の節説明の欄中「建物を含む。」を「建物」に改め、同表施設用建物の節説明の欄中「要に」を「用に」に改め、同表工具器具および備品の目中「工具器具」を「工具、器具」に、「タイプライター机」を「机」に改め、同表地上権の目説明の欄中「第269条」を「第265条」に改め、同表現金の目説明の欄中「支払期限」を「支払期限」に改め、同表前払費用の項説明の欄中「貸借対照日」を「貸借対照表日」に改め、同表控除対象外消費税の項説明の欄中「地方公営企業法施行規則」を「法施行規則」に改め、同表負債勘定の表その他未払金の目説明の欄中「企業の未償還」を「企業債の未償還額」に改め、同表営業前受金の目説明の欄中「前受水道料金、前受受託給水工事代金等」を削り、同表その他流動負債の項説明の欄中「預り有価証券」を「預り有価証券」に改め、同表仮受消費税及び地方消費税の目説明の欄中「地方公営企業法施行規則第10条の2」を「法施行規則第10条」に改め、同表資本勘定の表自己資本金の項説明の欄中「開拓」を「開始」に改め、同表企業債の目説明の欄中「企業費」を「企業債」に改め、同表他会計借入金の目説明の欄中「充てるために」を「充てるための」に改め、同表減債積立金の目説明の欄中「令」を「および法施行令」に改め、同表利益積立金の目説明の欄中「令」を「法施行令」に改め、同表当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）の目説明の欄中「純利益金」を「純利益」に改め、同表繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）の節説明の欄中「前年度末」を「前年度末」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

	営業外収益			金融および財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息および配当金		
			預金利息	
			基金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
		他会計負担金		
		他会計補助金		
		補助金		
		雑収益		
			有価証券売却収益	
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき収益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別利益		
個別排水処理事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		個別排水処理施設使用料		
		個別排水処理施設他会計負担金		
		個別排水処理施設受託事業収益		
			受託工事収益	
			その他受託事業収益	
		個別排水処理施設その他営業収益		
			手数料	証明手数料等
			雑収益	
		特定地域生活排水処理施設使用料		
		特別地域生活排水処理施設他会計負担金		
		特定地域生活排水処理施設受託事業収益		
			受託工事収益	
			その他受託事業収益	
		特定地域生活排水処理施設その他営業収益		
			手数料	
			雑収益	
	営業外収益			金融および財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益

	個別排水処理施設受取利息および配当金			
		預金利息		
		基金利息		
		貸付金利息		
		有価証券利息		
		配当金		
	個別排水処理施設他会計負担金			
	個別排水処理施設他会計補助金			
	個別排水処理施設補助金			
	個別排水処理施設雑収益			
		有価証券売却収益		
		不用品売却収益	不用品の売却代金	
		その他雑収益		
	特定地域生活排水処理施設受取利息および配当金			
		預金利息		
		基金利息		
		貸付金利息		
		有価証券利息		
		配当金		
	特定地域生活排水処理施設他会計負担金			
	特定地域生活排水処理施設他会計補助金			
	特定地域生活排水処理施設補助金			
	特定地域生活排水処理施設雑収益			
		有価証券売却収益		
		不用品売却収益		
		その他雑収益		
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき収益
		個別排水処理施設固定資産売却益		固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	個別排水処理施設過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの	
	個別排水処理施設その他特別利益			
	特定地域生活排水処理施設固定資産売却益		固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額	
	特定地域生活排水処理施設過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの	
	特定地域生活排水処理施設その他特別利益			

費用勘定

款	項	目	節	説 明
農業集落排水事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		管渠費		管渠の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給
			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
			賃金	臨時職員および人夫の賃金
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
			旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
			被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	事務および工事用消耗品費
			燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
			委託料	施設維持管理業務委託、保守点検委託料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料および燃料費
			薬品費	汚水の沈でんおよび滅菌に要する薬品費
			厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
			工事請負費	
			補償費	補償金、賠償金、見舞金等
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			路面復旧費	管渠の修理等による道路法に定められた道路の修繕費
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費および伝票、帳簿等の製本費
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			負担金	関係団体の会費負担金、維持管理負担金等
			公課金	自動車重量税等
			手数料	クリーニング料等
			雑費	
		処理場費		処理施設の維持管理に要する費用
			給料	
			手当等	
			賃金	
			法定福利費	

		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		食糧費	
		通信運搬費	
		委託料	
		修繕費	
		動力費	
		薬品費	
		厚生福利費	
		工事請負費	
		補償費	
		材料費	
		路面復旧費	
		賃借料	
		印刷製本費	
		保険料	
		負担金	
		公課金	
		手数料	
		雑費	
	業務費		農業集落排水施設使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用
		給料	
		手当等	
		賃金	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		食糧費	
		通信運搬費	
		委託料	
		修繕費	
		厚生福利費	
		補償費	
		賃借料	
		印刷製本費	
		保険料	
		負担金	
		公課金	
		手数料	
		補助金	
		調査費	
		雑費	
	総係費		事業活動の全般に関連する費用
		給料	
		手当等	
		賃金	

		退職給与金	職員に対して支払う退職手当、退職年金および退職一時金
		法定福利費	
		旅費	
		研修費	職員の研修に要する費用
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		食糧費	
		通信運搬費	
		委託料	
		修繕費	
		厚生福利費	
		補償費	
		賃借料	
		印刷製本費	
		交際費	
		保険料	
		交通費	
		広告宣伝費	
		行事費	
		負担金	
		公課金	
		諸謝金	
		手数料	
		報償費	
		補助金	
		調査費	
		雑費	
	減価償却費		法施行規則第6条、第8条および第9条の規定による償却費
		有形固定資産減価償却費	建物、建築物、機械および装置、車両運搬具、工具、器具および備品等の償却額
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権および施設利用権の償却額
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		雑支出	
営業外費用			金融および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債取扱諸費	
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金償却	
		開発費償却	

			退職給与金償却	
			試験研究費償却	
			災害損失償却	
			控除対象外消費税額償却	
		雑支出		
			不用品売却原価	売却した不用品の原価
			その他雑支出	
	特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		臨時損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		その他特別損失		
個別排水処理事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		個別排水処理施設浄化槽費		浄化槽の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給
			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
			賃金	臨時職員および人夫の賃金
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
			旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
			被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	事務および工事用消耗品費
			燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
			委託料	施設維持管理業務委託、保守点検委託料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料および燃料費
			薬品費	汚水の滅菌に要する薬品費
			厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
			工事請負費	
			補償費	補償金、賠償金、見舞金等
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			路面復旧費	管渠の修理等による道路法に定められた道路の修繕費

	賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
	印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費および伝票、帳簿等の製本費
	保険料	事業用財産に対する損害保険料
	負担金	関係団体の会費負担金、維持管理負担金等
	公課金	自動車重量税等
	手数料	クリーニング料等
	雑費	
個別排水処理施設業務費		個別排水処理施設使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用
	給料	
	手当等	
	賃金	
	法定福利費	
	旅費	
	被服費	
	備消耗品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	食糧費	
	通信運搬費	
	委託料	
	修繕費	
	厚生福利費	
	補償費	
	賃借料	
	印刷製本費	
	保険料	
	負担金	
	公課金	
	手数料	
	補助金	
	調査費	
	雑費	
個別排水処理施設総係費		事業活動の全般に関連する費用
	給料	
	手当等	
	賃金	
	退職給与金	職員に対して支払う退職手当、退職年金および退職一時金
	法定福利費	
	旅費	
	研修費	職員の研修に要する費用
	被服費	
	備消耗品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	食糧費	
	通信運搬費	
	委託料	
	修繕費	
	厚生福利費	

		補償費	
		賃借料	
		印刷製本費	
		交際費	
		保険料	
		交通費	
		広告宣伝費	
		行事費	
		負担金	
		公課金	
		諸謝金	
		手数料	
		報償費	
		補助金	
		調査費	
		雑費	
	個別排水処理施設減価償却費		法施行規則第6条、第8条および第9条の規定による償却費
		有形固定資産減価償却費	建物、建築物、機械および装置、車両運搬具、工具、器具および備品等の償却額
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権および施設利用権の償却額
	個別排水処理施設資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費
	個別排水処理施設その他営業費用		上記以外の営業費用
		雑支出	
	特定地域生活排水処理施設浄化槽費		浄化槽の維持管理に要する費用
		給料	
		手当等	
		賃金	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		食糧費	
		通信運搬費	
		委託料	
		修繕費	
		動力費	
		薬品費	
		厚生福利費	
		工事請負費	
		補償費	
		材料費	
		路面復旧費	
		賃借料	
		印刷製本費	

	保険料	
	負担金	
	公課金	
	手数料	
	雑費	
特定地域生活排水処理施設業務費		特定地域生活排水処理施設使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用
	給料	
	手当等	
	賃金	
	法定福利費	
	旅費	
	被服費	
	備消耗品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	食糧費	
	通信運搬費	
	委託料	
	修繕費	
	厚生福利費	
	補償費	
	賃借料	
	印刷製本費	
	保険料	
	負担金	
	公課金	
	手数料	
	補助金	
	調査費	
	雑費	
特定地域生活排水処理施設総係費		事業活動の全般に関連する費用
	給料	
	手当等	
	賃金	
	退職給与金	
	法定福利費	
	旅費	
	研修費	
	被服費	
	備消耗品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	食糧費	
	通信運搬費	
	委託料	
	修繕費	
	厚生福利費	
	補償費	
	賃借料	
	印刷製本費	
	交際費	

		保険料	
		交通費	
		広告宣伝費	
		行事費	
		負担金	
		公課金	
		諸謝金	
		手数料	
		報償費	
		補助金	
		調査費	
		雑費	
	特定地域生活排水処理施設減価償却費		法施行規則第6条、第8条および第9条の規定による償却費
		有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	
	特定地域生活排水処理施設資産減耗費		
		固定資産除却費	
	特定地域生活排水処理施設その他営業費用		上記以外の営業費用
		雑支出	
営業外費用			金融および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	個別排水処理施設支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債取扱諸費	
	個別排水処理施設繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金償却	
		開発費償却	
		退職給与金償却	
		試験研究費償却	
		災害損失償却	
		控除対象外消費税額償却	
	個別排水処理施設雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
	特定地域生活排水処理施設支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	

		企業債取扱諸費	
	特定地域生活排水処理施設繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金償却	
		開発費償却	
		退職給与金償却	
		試験研究費償却	
		災害損失償却	
		控除対象外消費税額償却	
	特定地域生活排水処理施設雑支出		
		不用品売却原価	
		その他雑支出	
特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
	個別排水処理施設固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	個別排水処理施設臨時損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
	個別排水処理施設過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	個別排水処理施設その他特別損失		
	特定地域生活排水処理施設固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	特定地域生活排水処理施設臨時損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
	特定地域生活排水処理施設過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	特定地域生活排水処理施設その他特別損失		

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資産				
	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具および備品等
		土地		事業敷地および公舎敷地、運動場等の経営附属用土地であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費および測量費の合計額
			事務所用地	本庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地
			施設用地	処理施設用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
			その他土地	
		立木		
		建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物

		事務所用建物	本庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物
		施設用建物	処理施設等の作業施設の用に供されている建物
		その他建物	
	建物減価償却累計額		
	構築物		管渠等土地に定着する土木施設又は工作物
		排水設備	管渠、人孔等
		処理設備	処理施設等における土地に定着する土木施設又は工作物
		その他構築物	
	構築物減価償却累計額		
	機械および装置		機械、装置およびコンベヤ等の運搬設備ならびにこれらの附属品
		電気設備	電動機、変圧器および所内配電設備
		内燃設備	自家発電のための内燃設備
		ポンプ設備	ポンプおよびこれに直結し、分離しがたい電動機等の電機設備
		滅菌設備	塩素投入装置等
		その他機械装置	
	機械および装置減価償却累計額		
	車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具
	車両運搬具減価償却累計額		
	工具、器具および備品		機械および装置の附属設備に含まれない器具および電話設備、金庫、机等の備品
	工具、器具および備品減価償却累計額		
	建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費
	その他有形固定資産		
	その他有形固定資産減価償却累計額		
無形固定資産			有価取得した借地権、地上権、施設利用権等
	借地権		土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
	地上権		民法第265条に規定する権利
	施設利用権		
	電話加入権		
	その他無形固定資産		
	その他無形固定資産減価償却累計額		
投資			
	投資有価証券		金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	出資金		
	長期貸付金		
	基金		基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの

流動資産				
	現金、預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替、証書および郵便振替貯金証書等
		預金		貸借対照表日から起算して1年内に期限が到来する定期預金および普通預金等
	未収金			
		営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
		営業外未収金		
		その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収金
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券
	短期貸付金			
		一般貸付金		
		他会計貸付金		
		職員貸付金		
	前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用になるもの
		前払保険料		
		その他前払費用		
	前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属していないもの
	その他流動資産			
		仮払消費税及び地方消費税		
		その他流動資産		
繰延勘定				将来の事業年度に影響する営業経営およびその翌事業年度以降に繰り延べて整理する必要のある損金
	企業債発行差金			
	開発費			新技術の採用、経営組織の改善等に要した経費でその効果が翌年度以降におよぶもの
	退職給与金			退職給与金が多額で1事業年度の収益に負担させることが困難なもの
	試験研究費			汚水浄化方法の新研究、新技術の発見等のために要した経費
	災害損失			災害による事業用資産の巨額の損失でその事業年度に負担させることができないもの
	控除対象外消費税			法施行規則第10条の2の規定によるもの

負債勘定

款	項	目	節	説明
固定負債				
	企業債			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるため発行した企業債

	他会計借入金			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
	引当金			
		退職給与引当金		将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当および退職一時金の支払に充てるための引当額
		修繕引当金		将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額
	その他固定負債			上記以外の固定負債
流動負債				借入金等で貸借対照表日から起算して1年内に返還又は支払を要するもの
	一時借入金			
	未払金			特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまたその支払を終らないもの
		営業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終らないもの
		営業前受金		主たる営業活動に係る収益の前受額
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
		仮受消費税及び地方消費税		法施行規則第10条の規定によるもの
		その他流動負債		

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金				
	自己資本金			企業開始の時点における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債、基金の合計額を控除した額
	借入資本金			
		企業債		建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債
		他会計借入金		建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの繰入金で繰りもどしを要するもの
剰余金				
	資本剰余金			

	再評価積立金	資産の再評価を行なった場合における再評価価格から再評価以前の帳簿価額を控除した額から再評価日現在の繰越欠損金をうめた額を控除した額
	受贈財産評価額	贈与を受けた財産の評価額
	負担金	建設又は改良に要する資金に充てるための負担金
	寄附金	建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
	補助金	建設又は改良に要する資金に充てるための補助金
	その他資本剰余金	
利益剰余金		
	減債積立金	法第32条第1項および法施行令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積みたてた額
	利益積立金	法第32条第1項、法施行令第24条第2項および第3項の規定により積みたてた額
	その他積立金	
	当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額
		繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）
	当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市行政審議委員会規程の一部を改正する訓令

秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「飯塚副市長」を「石井副市長」に、「大山副市長」を「中川副市長」に改め、「政策監」および「安全安心対策推進本部長」を削る。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地域振興部、環境部、会計課、市立秋田総合病院および上下水道局ならびに消防」を「財政部、市民生活部、地域振興部、福祉保健部、市勢活性化推進本部、会計課および市立秋田総合病院」に改め、同条第 2 号中「大山副市長」を「中川副市長」に、「財政部、市民生活部、福祉保健部」を「環境部」に、「および秋田公立美術工芸短期大学」を「、秋田公立美術工芸短期大学および上下水道局ならびに消防」に改める。

第 3 条中「大山副市長」を「中川副市長」に改め、同条第 2 号中「重要施策の調整」を「行政改革の推進」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 重要施策の調整に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(秋田市不動産評価審査委員会規程の一部改正)

2 秋田市不動産評価審査委員会規程（昭和48年秋田市訓令第13

号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大山副市長」を「石井副市長」に改める。

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中第38号を第40号とし、第16号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 市民サービスセンター副所長 組織規則第47条第2項に規定する市民サービスセンター副所長をいう。

第2条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当課長 組織規則第47条第1項に規定する担当課長をいう。

第3条第1項の表市民サービスセンター所長の項中「副理事」を「市民サービスセンター副所長」に改め、同表課長の項中「事務長、参事」を「担当課長、事務長、参事、主席専門検査員」に、「主席主査」を「専門検査員、主席主査」に改め、同表工事検査室長の項を次のように改める。

担当課長	課長、参事、課長 補佐又は副参事	主席主査又 は主査	
------	---------------------	--------------	--

第3条第2項中「市民サービスセンターの副理事」を「市民サービスセンター副所長」に改める。

第10条環境部長専決事項の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 汚染土壌処理業の許可に関する事。

第10条都市整備部長専決事項の項第5号中「関する許可、承認および」を「係る」に改める。

第10条の2市場長および所長共通専決事項の項第1号中「および第9号」を「、第9号および第12号」に改める。

第11条人事課長専決事項の項第6号中「児童手当」の次に「および子ども手当」を加え、同条定額給付金給付室長専決事項の項を削り、同条納税課長および特別滞納整理室長専決事項の項第3号中「執行吏」を「執行官」に改め、同条市民課長専決事項の項第5号中「児童手当」の次に「および子ども手当」を加え、同条国保年金課長専決事項の項中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、同項の次に次のように加える。

収納推進室長専決事項

- (1) 国民健康保険税の滞納処分および滞納処分の執行停止に関する事。
- (2) 国民健康保険税の交付要求および参加差押に関する事。
- (3) 差押調書等の謄写の許可および謄本の請求ならびに裁判所および執行官に対する通知に関する事。
- (4) 国民健康保険税の徴収猶予に関する事。

第11条障害福祉課長専決事項の項中「障害福祉課長専決事項」を「障がい福祉課長専決事項」に改め、同条廃棄物対策課長専決事項の項の次に次のように加える。

商工労働課長専決事項

- (1) 職業訓練センターの管理に関する事。
- (2) 中高年齢労働者福祉センターの管理に関する事。
- (3) 勤労者体育センターの管理に関する事。
- (4) 勤労者総合福祉センターの管理に関する事。
- (5) リフレッシュガーデンの管理に関する事。
- (6) チャレンジオフィスあきたの管理および使用許可に関する事。

観光物産課長専決事項

- (1) 河辺ユフォーレ公園施設の管理に関する事。
- (2) 雄和観光交流館の管理に関する事。
- (3) 雄和観光花き栽培園の管理に関する事。
- (4) 雄和里の家の管理に関する事。
- (5) 雄和観光農産物加工所の管理に関する事。
- (6) 雄和糠塚地区民間資本活用施設の管理および使用許可に関する事。
- (7) 雄和ふるさと温泉の管理に関する事。
- (8) 雄和コテージの管理に関する事。
- (9) 雄和サイクリングターミナルの管理に関する事。
- (10) 雄和休憩サービス施設の管理および使用許可に関する事。
- (11) 雄和高尾山レクリエーション施設の管理に関する事。
- (12) 河辺岩見温泉の管理に関する事。
- (13) 雄和ふるさと温泉供給施設の管理および使用承認に関する事。

第11条中商業観光課長専決事項の項および工業労政課長専決事項の項を削り、同条建設総務課長専決事項の項の次に次のように加える。

公園課長専決事項

- (1) 公園地の占用許可および使用許可に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可に関する事。
- (3) 秋田県立自然公園条例(昭和33年秋田県条例第38号)に基づく公園事業の執行の認可等に関する事。
- (4) 太平山スキー場の占用許可に関する事。

第11条住宅整備課長専決事項の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 市営住宅および特定公共賃貸住宅に係る許可および承認に関する事。

第11条公園課長専決事項の項を削る。

第11条の3中「第2条第22号から第25号まで」を「第2条第24号から第27号まで」に改め、同条を第11条の4とし、第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(担当課長専決事項)

第11条の2 担当課長の専決事項は、課長共通専決事項およびその所属する課の課長専決事項のうち、組織規則第49条第1項の規定により当該担当課長が掌理する事務に係る事項とする。

第12条中「第2条第26号から第34号まで」を「第2条第28号から第36号まで」に改める。

別表第1中「第11条」を「第10条の3、第11条」に改め、同表中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次のように加える。

(12) 担当課長の掌理する事務に関する事。		○	
------------------------	--	---	--

別表第2中「第11条の2」を「第10条の2、第11条、第11条の

3」に改め、同表の1の表第12号ウおよび別表第2の4の表第10号ウ中「医療保険に係る」を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市建設工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市建設工事検査規程の一部を改正する訓令

秋田市建設工事検査規程（昭和56年秋田市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「工事検査室長」を「公共施設監査保全室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大山副市長」を「中川副市長」に、「環境部環境業務課長」を「環境部環境都市推進課長」に改め、「建設部長」の次に「建設部次長」を加え、「都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部公園課公園施設管理センター所長」を「建設部公園課公園施設管理センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項および第3項中「文書法制課長」の次に「又は電子署名を行うことについて文書法制課長が特に指定する課長等」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市訓令第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

秋田市長 穂 積 志

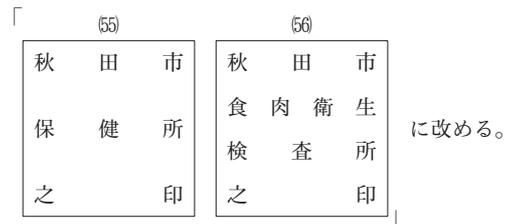
秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第5号および第8号中「障害福祉課長」を「障がい福祉課長」に改め、同表中第64号を第65号とし、第56号から第63号までを1号ずつ繰り下げ、第55号の次に次のように加える。

(56)	食肉衛生検査所印	てん書方 18ミリメートル	木印	収去証	食肉衛生検査所長	1
------	----------	---------------	----	-----	----------	---

別表の公印のひな形中(64)を(65)とし、(56)から(63)までを(57)から(64)までとし、



附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

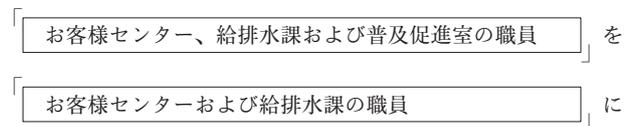
平成22年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表中



改め、同表備考4中「給排水課および普及促進室」を「および給排水課」に、「お客様センターおよび普及促進室」を「お客様

センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第 2 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「、所長（処務規程第 4 条第 1 項の表第 4 号の所長を除く。）および室長」を「および所長」に改め、同条中第 17 号を第 18 号とし、第 10 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 室長 処務規程第 4 条第 1 項に規定する室長をいう。

第 4 条の表課長の項第 1 順位者の欄中「主席専門検査員」を「室長、主席専門検査員」に改める。

第 7 条第 1 号中「および下水道事業」を「、下水道事業および農業集落排水事業（個別排水処理事業を含む。）」に改める。

第 8 条課長共通専決事項の項中「別表第 1」を「別表第 1 および別表第 2」に改め、同条お客様センター所長専決事項の項第 1 号中「水道料金および下水道使用料」を「水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 下水道事業受益者負担金ならびに下水道事業、農業集落排水事業および個別排水処理施設整備事業の分担金（以下「下水道事業受益者負担金等」という。）の過誤納金の還付および充当に関すること。

第 8 条給排水課長専決事項の項中「計画の確認」を「計画の確認および検査」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 下水道接続の促進および啓発に関すること。

第 8 条下水道建設課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

(2) 下水道事業受益者負担金および分担金の徴収猶予に関すること。

第 8 条浄水課長専決事項の項に次の 4 号を加える。

(6) 水質検査機器類の維持管理に関すること。

(7) 原水、浄水、給水栓水、排水等の検査・試験および調査・研究に関すること。

(8) 定期水質検査の報告に関すること。

(9) 水質検査機器類の修繕および精算に関すること。

第 8 条水質管理センター所長専決事項の項および普及促進室長専決事項の項を削る。

別表第 1 第 7 号中「水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料」を「料金等」に改め、同表第 8 号中「下水道の受益者負担金および分担金」を「下水道事業受益者負担金等」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「（次項に掲げる専決事項を除く。）」を「（2 および 3 の表に掲げる専決事項を除く。）」に改め、同表第 1 号中「支出負担行為書」を「執行伺および支出負担行為書」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年

度の支出負担行為書の決裁権者は、総務課長とする。

別表第 2 の 2 の表を次のように改める。

2 契約方法および業者選定に関する専決区分

専決事項	決 裁 権 者		
	局 長	総務課長	課長(共通)
(1) 物品購入（単価契約を除く。）および修繕請負に関する契約	50万円以上		50万円未満
(2) 物品購入に関する単価契約	50万円以上	50万円未満	
(3) 工事請負に関する契約	3,000万円未満	130万円未満	
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約	1,000万円未満	50万円未満	
(5) 前各号に掲げる契約以外の契約	50万円以上		50万円未満

備考 1 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。

2 局長が専決するとき、別に定める業者選定のための審議部会の合議を経なければならない。

別表第 2 の 2 の表の次に次の 1 表を加える。

3 契約締結に関する専決区分

専決事項	決 裁 権 者		
	局 長	総務課長	課長(共通)
(1) 物品購入（単価契約を除く。）および修繕請負に関する契約		50万円以上	50万円未満
(2) 物品購入に関する単価契約		○	
(3) 工事請負に関する契約		○	
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約		○	
(5) 前各号に掲げる契約以外の契約		50万円以上	50万円未満

備考 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

告 示

秋田市告示第39号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受ける者の住所および氏名
東京都足立区南花畑三丁目 4 番13号 小野崎 昌 秀
- 送達する書類
平成21年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第40号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月 3日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度 6 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 3月 3日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
石田坂町内会
- 認可年月日
平成12年 2月14日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 安 田 欽 一
秋田市豊岩石田坂字碓 1 番地の 3
変更後 佐 藤 治 司
秋田市豊岩石田坂字碓109番地
- 変更年月日
平成22年 2月 7日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第42号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定め、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第215号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一

般の縦覧に供する。

平成22年 3月 4日

秋田市長 穂 積 志

1 処理区域

地域区分	区 域
秋田地域	秋田市柳田字泉山の一部
	秋田市山内字女夫石の一部
	秋田市太平八田字二手ノ又の一部
	秋田市太平山谷字大沢および字野田の各一部
	秋田市下北手寒川字新山の一部
	秋田市下北手松崎字上崎の一部
	秋田市上北手猿田字宝竜崎の一部
	秋田市仁井田字新中島の一部
	秋田市浜田字元中村の一部
	秋田市下浜八田字山ノ沢の一部
河辺地域	秋田市河辺豊成字一ノ割および字大川越の各一部
	秋田市河辺松淵字中村の一部
雄和地域	秋田市雄和萱ヶ沢字二古沢および字柳沢の各一部
	秋田市雄和神ヶ村字菅福の一部
	秋田市雄和繫字十二ヶ沢および字繫の各一部
	秋田市雄和平沢字三替沢の一部
	秋田市雄和椿川字中村、字佛供田および字中里の各一部

2 関係図面の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課

3 縦覧の期間

平成22年 3月 5日から平成22年 3月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧の時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 3月 4日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田緑ヶ丘訪問 看護ステーション	秋田市飯島字堀川84番地	平成21年 12月 1日
医療法人正和会 五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17 番23号	平成21年 12月 1日

医療法人正和会 五十嵐記念病院 短期入所生活介護 施設在宅総合ケア センター	秋田市土崎港中央一丁目17 番23号	平成21年 12月1日
正和会グループ ホームゆかり	秋田市將軍野東3丁目3番 27号	平成21年 12月1日
あじさいの家	秋田市山王沼田町4番11号	平成21年 11月1日
有限会社ポプラ・ ケアサービス	秋田市保戸野桜町15番10号	平成22年 1月1日
ショートステイ 和 楽	秋田市飯島川端一丁目3番 6号	平成22年 1月22日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
有限会社 ポプラ・ ケアサー ビス	秋田市保戸野八 丁5番33号 コーポかほく201 号	秋田市保戸野桜 町15番10号	平成18年 10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
医療法人明光会 五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17 番23号	平成21年 11月30日
医療法人明光会 五十嵐記念病院 短期入所生活介護 施設在宅総合ケア センター	秋田市土崎港中央一丁目17 番23号	平成21年 11月30日
明光会グループ ホームゆかり	秋田市將軍野東3丁目3番 27号	平成21年 11月30日
ニチイケアセンター 御 所 野 (居宅介護支援)	秋田市御所野元町三丁目3 番3号	平成21年 12月31日

秋田市告示第44号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市榎山南中町9番16号 照 井 清 道

秋田市手形新栄町2番9号 長 瀬 真由美

2 送達すべき書類の名称

平成21年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第45号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田

市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので告示する。

平成22年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を取り消した者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
108	秋田市新屋寿町3番15号	秋元酒店

2 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を取り消した年月日
平成22年 3月 5日

秋田市告示第46号

次の差押解除通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

島 山 成 美 愛知県豊川市国府町茶ノ休64番地

小 沼 清 香 秋田県男鹿市船川港船川字泉台67番地 5

2 送達する書類

差押解除通知書

秋田市告示第47号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度および過年度通知分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第48号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

- 等放置規制区域 2台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年2月16日から平成22年2月25日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年3月23日から平成22年9月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
添川町内会
- 2 認可年月日
平成11年2月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 船 木 耕太郎

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

- 1 担当する医療の種類: 薬局

指定年月日および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日およびその理由
平成18年7月1日 第85号	加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	有限会社加賀屋薬局 代表取締役 加賀屋綾子	平成22年3月20日 廃止

- 2 担当する医療の種類: 薬局

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
第146号	加賀千代薬局	秋田市川尻上野町279番2	平成22年3月21日

秋田市告示第53号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成22年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名

- 秋田市添川字湯沢62番地
変更後 萩 原 正 明
秋田市添川字添川64番地3
- 4 変更年月日
平成19年1月28日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
椿川自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 星 川 豊 一
秋田市雄和椿川字袖ノ沢47番地2
変更後 佐 藤 光 美
秋田市雄和椿川字館ノ下18番地1
- 4 変更年月日
平成22年1月31日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第52号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。
平成22年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 佐 藤 英 實
- 2 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

秋田市告示第54号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球

技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目 8番 2号
社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 小 貫 勇治郎
- 2 委託期間
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

秋田市告示第55号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づいて、秋田県知事が平成22年度における地籍調査として指定したので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成22年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が公示された年月日
平成22年 3月 5日 秋田県告示第110号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地域
 - (1) 地積測定・地籍簿および原因作成地区
秋田市河辺和田字式田の一部
秋田市河辺和田字式田下袋の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺和田字上野の一部
秋田市河辺和田字石川河原の一部
- 4 調査期間
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

秋田市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成22年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年 3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成22年 4月 1日から平成22年 5月31日まで
(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- 2 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課 河辺市民センター 雄和市民センター	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一部有料公園施設の施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1番地 1
財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 佐 藤 英 實
- 2 委託期間
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
- 3 有料公園施設の種類又は名称
 - (1) 雄物川河川緑地野球場
 - (2) 雄物川河川緑地テニスコート
 - (3) 一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ
 - (4) 一つ森公園弓道場

秋田市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
四ツ小屋中野町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
 - (1) 環境、衛生、生活、防犯に関すること。
 - (2) 保健体育、文化、教養に関すること。
 - (3) 公民館の管理運営に関すること。
 - (4) その他会員の福祉に関すること。
- 3 区域
本会の区域は、秋田市四ツ小屋および御野場のうち、別表に定める区域とする。
(別表)

字 等	地 番
四ツ小屋字中野、字東泉寺	全部
四ツ小屋字与左エ門川原	364番地 3
御野場一丁目	3番 9号、3番11号

- 4 主たる事務所
秋田市四ツ小屋字中野 7番地の 3
- 5 代表者の氏名及び住所
堀 井 良 一
秋田市四ツ小屋字中野71番地の 3
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成22年 3月16日

秋田市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 3月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
清葉堂ヒロコージ 薬 局	秋田市千秋久保田町 3 番18 号	平成22年 2月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
株 式 会 社 広 小 路 薬 局	秋田市千秋久保田町 3 番18 号	平成22年 1月31日
秋 田 市 発 熱 外 来 セ ン タ ー	秋田市八橋南一丁目 8 番 6 号 秋田市保健センター内	平成22年 1月17日
株 式 会 社 グ リ ー ン 薬 局	秋田市外旭川字三後田200 番地	平成21年 5月22日

秋田市告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 3月16日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社アミック 福 祉 事 業 部	秋田市中通六丁目 1 番55号	平成21年 12月1日

秋田市告示第61号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 3月17日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市雄和碓田字梵天野92番地 2	鎌田 健進

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知っ

た日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第62号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市土崎港東四丁目 4 番47号	田口 誠一
秋田市土崎港南三丁目12番35号	谷藤 正洋
秋田市寺内油田二丁目11番18号 キャッスル みその103号	平岡 富藤
秋田市土崎港北一丁目12番12号	工藤 順次
秋田市土崎港相染町字堂ノ後 6 番地 2 第二 東栄荘 3号	渡邊 清得
秋田市土崎港中央七丁目12番 7 号	大高 久雄
秋田市寺内字三千刈297番地 1 ガラージH・ S	小柳 勝彦
秋田市將軍野南三丁目 7 番 1 号 コーポ高清 水10号	小鹿 大介
秋田市飯島鼠田三丁目 8 番34号	中上亮太郎

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
福島町内会
- 認可年月日
平成9年5月27日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 堀 井 静 秋
秋田市仁井田福島二丁目6番16号
変更後 白 山 鉄 美
秋田市仁井田福島二丁目7番32号
- 変更年月日
平成22年2月7日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第64号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項および秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、平成22年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成22年3月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第65号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第66号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度7期国民健康保険税督促状

秋田市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月24日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月24日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月24日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 昭 一

代表理事 橋 村 昭 一

秋田市告示第70号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3月24日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

秋田市告示第71号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20158	仲小路線	中通一丁目43番地先 中通二丁目30番地先	
110243	清水木1号線	雄和新波字清水木62番8地先 雄和新波字清水木194番4地先	
110268	清水木寺沢線	雄和新波字山崎162番地先 雄和新波字寺沢25番地先	

2 縦覧期間

平成22年 3月25日から
平成22年 4月7日まで

市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第72号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20957	仲小路1号線	中通一丁目43番地先 中通一丁目33番地先	
20958	仲小路2号線	中通二丁目30番地先 中通一丁目255番地先	
60845	豊岩碓6号線	豊岩石田坂字鶴巻17番1地先 豊岩石田坂字西ノ田69番1地先	
80457	広面小学校10号線	広面字近藤堰越16番1地先 広面字近藤堰越18番1地先	
110243	清水木1号線	雄和新波字清水木62番8地先 雄和新波字清水木169番1地先	

2 縦覧期間

平成22年 3月25日から
平成22年 4月7日まで

平成22年 3月25日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第73号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	仲小路1号線	中通一丁目43番地先 中通一丁目33番地先	195.00	8.00 ～ 11.10
市道	仲小路2号線	中通二丁目30番地先 中通一丁目255番地先	468.80	7.80 ～ 13.50
市道	豊岩碓6号線	豊岩石田坂字鶴巻17番1地先 豊岩石田坂字西ノ田69番1地先	203.00	12.40 ～ 16.50
市道	広面小学校10号線	広面字近藤堰越16番1地先 広面字近藤堰越18番1地先	50.60	6.50
市道	清水木1号線	雄和新波字清水木62番8地先 雄和新波字清水木169番1地先	271.30	5.50 ～ 15.50

2 区域決定および供用開始の期日

平成22年 3月25日

3 縦覧期間

平成22年 3月25日から

平成22年 4月7日まで

秋田市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

平成22年 4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 澤田 祐治

住所 秋田県秋田市東通六丁目2番32号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後の一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第75号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成22年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

診療科名	医師氏名	医療機関名	所在地
小児科	土田 聡子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
外科	宮澤 秀彰	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
内科 呼吸器科	糸賀 寛	白根病院	秋田市旭北栄町5番29号
消化器科	姉崎 有美子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
消化器科	道免 孝洋	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
神経内科	正木 久嗣	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号
内科	小澤 政豊	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
小児科	田村 啓成	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
消化器科	石田 秀明	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
消化器科	八木澤 仁	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
消化器科	石井 透	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
消化器科	小松田 智也	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
外科	久米 真	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
内科	藤島 直仁	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
呼吸器外科	伊藤 学	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
消化器科	大嶋 重敏	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
内科	藤島 眞澄	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
眼科	渡部 広史	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
血液内科	奈良 美保	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
内科 消化器内科	吉田 司	吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号
消化器内科	阿部 徹	中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号

消化器科	鈴木 敏 文	中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号
消化器内科	藤 原 勝 彦	中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号

秋田市告示第76号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

- 平成20年度市税督促状
- 平成21年度市税督促状

秋田市告示第77号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定年月日および 指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成19年 1月 1日 第 4号	秋田県太平療育園	秋田市新屋下川原町 2 番 1 号	秋田県知事 佐竹 敬久	平成22年 3月31日 廃止

秋田市告示第78号

秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市茨島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市茨島一丁目 4 番71号
茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 細 谷 敏 夫
- 3 指定の期間 平成22年 4月 1 日から平成27年 3月31日まで

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年 4月 9 日から平成22年10月 9 日まで

- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第79号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年 3月 1 日から平成22年 3月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

堀内町内会

- 2 認可年月日

平成10年 2月18日

- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 田 口 徳 志

秋田市太平中関字寺中66番地

変更後 田 口 誠太郎

秋田市太平中関字寺中15番地

- 4 変更年月日
平成21年 1月18日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第81号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、閲覧の場所および閲覧に関する規程を次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成22年 3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築計画概要書等閲覧規程

（趣旨）

第1条 この規程は、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図および指定道路調書（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の場所）

第2条 閲覧所は、都市整備部建築指導課とする。

（閲覧の時間）

第3条 概要書等の閲覧の時間は、秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）第8条に規定する職員の勤務時間とする。

（閲覧所の定休日）

第4条 閲覧所の定休日は、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（閲覧の手続）

第5条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申請書により市長に申請しなければならない。

2 複数の概要書等を一括して閲覧しようとする場合は、前項の規定による申請前に概要書等閲覧願書を市長に提出し、承認を得なければならない。

（閲覧所外への持ち出しの禁止）

第6条 概要書等は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

（閲覧の停止又は禁止）

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 45,071,848	千円 △1,046,444	千円 44,025,404
	1 市民税	19,937,526	△1,181,805	18,755,721
	2 固定資産税	21,314,939	85,653	21,400,592
	3 軽自動車税	470,605	△3,592	467,013
	4 市たばこ税	1,918,927	△21,200	1,897,727
	5 鉱産税	9,993	2,189	12,182
	7 入湯税	29,861	1,753	31,614

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、もしくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

秋田市告示第82号

平成22年 3月10日の「平成22年 2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年 3月30日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590,246千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,322,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

	8 事業所税	1,389,995	70,558	1,460,553
2 地方譲与税		1,076,181	△10,962	1,065,219
	1 地方揮発油譲与税	245,095	△91,644	153,451
	2 自動車重量譲与税	744,869	△4,419	740,450
	3 地方道路譲与税	25,728	88,549	114,277
	4 特別とん譲与税	23,706	△7,432	16,274
	5 航空機燃料譲与税	36,783	3,984	40,767
3 利子割交付金		176,202	△41,849	134,353
	1 利子割交付金	176,202	△41,849	134,353
4 配当割交付金		27,148	△2,700	24,448
	1 配当割交付金	27,148	△2,700	24,448
5 株式等譲渡所得割交付金		8,623	1,965	10,588
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,623	1,965	10,588
6 地方消費税交付金		2,864,150	179,900	3,044,050
	1 地方消費税交付金	2,864,150	179,900	3,044,050
7 ゴルフ場利用税交付金		71,134	1,170	72,304
	1 ゴルフ場利用税交付金	71,134	1,170	72,304
8 自動車取得税交付金		177,504	21,020	198,524
	1 自動車取得税交付金	177,504	21,020	198,524
9 国有提供施設等所在市助成交付金		9,637	△757	8,880
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	9,637	△757	8,880
10 地方特例交付金		545,927	△21,692	524,235
	1 地方特例交付金	387,884	△27,195	360,689
	2 特別交付金	158,043	5,503	163,546
11 地方交付税		21,629,622	36,818	21,666,440
	1 地方交付税	21,629,622	36,818	21,666,440
13 分担金及び負担金		1,028,253	331	1,028,584

	1 分担金	1,995	331	2,326
14 使用料及び手数料		2,178,227	7,840	2,186,067
	1 使用料	1,290,368	25,002	1,315,370
	2 手数料	887,859	△17,162	870,697
15 国庫支出金		14,942,981	975,852	15,918,833
	1 国庫負担金	10,511,810	66,442	10,578,252
	2 国庫補助金	4,323,291	909,268	5,232,559
	3 委託金	107,880	142	108,022
16 県支出金		6,677,333	△167,039	6,510,294
	1 県負担金	2,627,921	△126,920	2,501,001
	2 県補助金	3,315,995	△76,882	3,239,113
	3 委託金	733,417	36,763	770,180
17 財産収入		705,328	74,349	779,677
	1 財産運用収入	220,883	43,115	263,998
	2 財産売払収入	484,445	31,234	515,679
18 寄附金		2	30,099	30,101
	1 寄附金	2	30,099	30,101
19 繰入金		2,944,443	419,238	3,363,681
	1 特別会計繰入金	114,765	243,315	358,080
	2 基金繰入金	2,829,678	175,923	3,005,601
21 諸収入		6,468,604	△66,785	6,401,819
	1 延滞金、加算金及び過料	19,674	7,520	27,194
	3 貸付金元利収入	5,389,132	△27,518	5,361,614
	4 受託事業収入	4,055	11,914	15,969
	5 雑入	1,048,985	△58,701	990,284
22 市債		11,907,900	△980,600	10,927,300
	1 市債	11,907,900	△980,600	10,927,300

歳 入 合 計	119,913,100	△590,246	119,322,854
---------	-------------	----------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 714,742	千円 △12,106	千円 702,636
	1 議会費	714,742	△12,106	702,636
2 総 務 費		13,440,555	1,292,043	14,732,598
	1 総務管理費	10,795,435	1,395,216	12,190,651
	2 徴税費	1,716,272	△19,566	1,696,706
	3 戸籍住民基本台帳費	404,942	△11,065	393,877
	4 選挙費	339,448	△72,542	266,906
3 民 生 費		35,986,318	△671,170	35,315,148
	1 社会福祉費	16,299,034	△147,577	16,151,457
	2 児童福祉費	10,026,779	△514,644	9,512,135
	3 生活保護費	9,602,648	△8,949	9,593,699
4 衛 生 費		9,740,473	△477,332	9,263,141
	1 環境衛生費	645,726	△4,033	641,693
	2 保健所費	2,396,439	△119,198	2,277,241
	3 清掃費	4,967,766	△361,312	4,606,454
	4 病院費	1,216,222	15,755	1,231,977
	5 上水道費	352,820	0	352,820
	6 食肉衛生検査所費	161,500	△8,544	152,956
6 農 林 水 産 業 費		2,110,046	△15,332	2,094,714
	1 農業費	1,716,183	△8,520	1,707,663
	2 林業費	393,863	△6,812	387,051
7 商 工 費		6,558,494	△71,902	6,486,592
	1 商工費	6,558,494	△71,902	6,486,592
8 土 木 費		18,715,425	△101,285	18,614,140

	1 土木管理費	483,501	△18,927	464,574
	3 河川費	123,942	△2,479	121,463
	4 港湾費	304,215	0	304,215
	5 都市計画費	5,249,850	△67,732	5,182,118
	7 住宅費	2,503,352	△12,147	2,491,205
9 消 防 費		3,674,096	32,365	3,706,461
	1 消防費	3,674,096	32,365	3,706,461
10 教 育 費		11,108,079	384,397	11,492,476
	1 教育総務費	1,977,193	△79,852	1,897,341
	2 小学校費	2,623,277	406,216	3,029,493
	3 中学校費	1,948,685	△131,527	1,817,158
	4 高等学校費	846,075	59,653	905,728
	5 社会教育費	2,289,210	△29,844	2,259,366
	6 保健体育費	583,149	167,867	751,016
	8 短期大学費	730,464	△8,116	722,348
11 災害復旧費		90,734	8,100	98,834
	1 農林水産施設災害復旧費	45,986	8,100	54,086
12 公 債 費		17,264,262	△958,024	16,306,238
	1 公債費	17,264,262	△958,024	16,306,238
歳 出	合 計	119,913,100	△590,246	119,322,854

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	北部市民サービスセンター(仮称)整備事業	2,892,127	平成21年度	267,707	2,764,932	平成21年度	267,707
				平成22年度	2,590,480		平成22年度	2,463,347
				平成23年度	33,940		平成23年度	33,878
8 土木費	7 住宅費	新屋比内町市営住宅建替事業	4,571,409	平成19年度	741,989	4,571,365	平成19年度	741,989
				平成20年度	1,596,635		平成20年度	1,596,635
				平成21年度	2,045,197		平成21年度	2,045,153
				平成22年度	187,588		平成22年度	187,588
10 教育費	2 小学校費	岩見三内小学校増改築等事業	639,914	平成21年度	95,987	609,681	平成21年度	91,454
				平成22年度	543,927		平成22年度	518,227
	3 中学校費	土崎中学校増改築等事業	529,673	平成21年度	19,551	443,911	平成21年度	17,898
				平成22年度	510,122		平成22年度	426,013

	岩見三内中学校大規模改 造事業	65,346	平成21年度	655	62,276	平成21年度	655
			平成22年度	64,691		平成22年度	61,621

第3表 繰越明許費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	西部地域市民サービスセンター（仮称） 整備事業	5,501
		コミュニティセンター施設等大規模改修 経費	127,788
3 民生費	2 児童福祉費	児童手当システム改修経費	11,592
		保育所整備等経費	18,249
	3 生活保護費	保護施設整備費補助金	819,358
4 衛生費	2 保健所費	予防接種事業	91,783
8 土木費	2 道路橋りょう費	臨海新川向線外3路線道路維持修繕事業	88,000
		防雪柵等整備事業	26,500
		歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）	52,000
		土崎中央六丁目2号線外9路線道路改良 事業	194,200
		芝野鹿野戸線外3路線側溝改良事業	40,000
		南部中央線幹線道路整備事業	55,757
		割山南浜線幹線道路整備事業	156,000
		電線共同溝整備事業	118,312
	3 河川費	大住四丁目地内生活排水路等環境整備事 業	7,933
		河川改修事業	13,747
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	12,700
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	35,310
		バス交通利用促進事業	6,000
		土地区画整理会計繰出金	218,950
		外旭川新川線道路改良事業	320,000
		秋田環状線外1線道路改良事業	93,000
		千秋久保田町線道路改良事業	35,000
	明田外旭川線道路改良事業	17,000	

		土崎駅前線道路改良事業	13,800
		千秋広面線整備事業	11,914
		クアドーム・展望風呂付大広間大規模修繕経費	14,133
		千秋公園整備事業	28,000
		土崎街区公園整備事業	22,000
	7 住宅費	既設市営住宅改修経費	6,059
9 消 防 費	1 消防費	庁舎等維持補修経費	5,705
		土崎消防署本署改築事業	58,324
		消防団器具置場改築事業	18,704
10 教 育 費	2 小学校費	牛島小学校増改築等事業	417,367
		小学校耐震補強等事業	22,869
	3 中学校費	秋田北中学校増改築等事業	37,604
	4 高等学校費	秋田商業高等学校耐震補強等事業	59,653
	6 保健体育費	体育施設整備補修等経費	8,949
		八橋陸上競技場改修経費	186,564
	8 短期大学費	短期大学補修経費	10,849
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	8,100
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	38,857

(廃 止)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 児童福祉費	子育て応援特別手当支給事業	57,684

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費	1 環境衛生費	市営基地会計繰出金	45,150	38,000	83,150
7 商 工 費	1 商工費	大森山動物園会計繰出金	89,460	64,584	154,044
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	66,000	5,600	71,600
9 消 防 費	1 消防費	防災情報通信設備整備事業	1,386	420	1,806

第4表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スポーツホームタウン構想推進事業	平成21年度～平成22年度	33,633
後期高齢者健康診査事業委託経費等	平成21年度～平成22年度	2,960
障害者福祉関連サービス委託経費等	平成21年度～平成22年度	67,197
児童福祉関連サービス委託経費等	平成21年度～平成22年度	184,992
夜間休日応急診療所関係経費	平成21年度～平成22年度	70,510
保健予防関連委託経費等	平成21年度～平成22年度	274,772
健康管理関連事業委託経費等	平成21年度～平成22年度	185,983
河辺・雄和地区自然環境調査事業	平成21年度～平成22年度	28,665
竿燈まつり調査経費	平成21年度～平成22年度	9,391
河辺・雄和地区体験型観光資源発掘事業	平成21年度～平成22年度	7,172
観光情報整備・発信事業	平成21年度～平成22年度	6,791
観光情報等充実経費	平成21年度～平成22年度	15,227
中小企業福利厚生制度調査業務委託経費	平成21年度～平成22年度	16,465
離職者緊急雇用相談支援業務委託経費	平成21年度～平成22年度	10,926
地域特産品等販売促進経費	平成21年度～平成22年度	9,119
あきた市民農楽校開催経費	平成21年度～平成22年度	8,157
農村資源活用促進経費	平成21年度～平成22年度	8,150
秋田駅周辺にぎわいづくり推進事業	平成21年度～平成22年度	5,372
まちの駅推進モデル事業	平成21年度～平成22年度	16,380
スポーツ振興マスタープラン策定等業務委託経費	平成21年度～平成22年度	10,468
放課後子どもプラン児童受入促進事業	平成21年度～平成22年度	7,208
美術館施設整備等経費	平成21年度～平成22年度	51,444
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定地籍調査室分)	平成21年度～平成22年度	246
同 (平成21年度設定国保年金課分)	平成21年度～平成22年度	795

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
老人福祉関連サービス委託経費等	13,197	152,905	166,102
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定企画調整課分)	30,490	252	30,742
同上 (平成21年度設定市民税課分)	9,172	4,482	13,654
同上 (平成21年度設定福祉総務課分)	150,550	315	150,865
同上 (平成21年度設定農林総務課分)	8,622	305	8,927
同上 (平成21年度設定建設総務課分)	65,867	259	66,126
同上 (平成21年度設定教育委員会総務課分)	172,303	729	173,032
同上 (平成21年度設定学事課分)	153,186	2,700	155,886

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	447,600	△26,700	420,900			
環 境 衛 生 費	189,800	△25,500	164,300			
清 掃 費	416,400	△16,300	400,100			
上 水 道 費	49,400	△49,400	0			
街 路 事 業 費	676,000	3,600	679,600			
公 園 整 備 費	181,700	△27,600	154,100			
住 宅 費	1,152,100	△163,600	988,500			
災 害 対 策 費	5,800	△1,800	4,000			
消 防 費	32,500	△11,900	20,600			
小 学 校 費	789,300	△305,900	483,400			
中 学 校 費	1,076,800	△327,800	749,000			
高 等 学 校 費	82,100	△23,700	58,400			
社 会 教 育 費	18,000	△4,400	13,600			
農林水産施設災害復旧費	10,400	400	10,800			
計	11,907,900	△980,600	10,927,300			

平成21年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）
 平成21年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
 （繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	198,300
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	184,000

平成21年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）
 平成21年度秋田市の市有林会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,162千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 2,906	千円 10,049	千円 12,955
	1 財産運用収入	2,900	8	2,908
	2 財産売却収入	4	592	596
	3 分収林収入	2	9,449	9,451
歳 入	合 計	156,064	10,049	166,113

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		千円 1,028	千円 10,049	千円 11,077
	1 分収交付金	1,028	10,049	11,077
歳 出	合 計	156,064	10,049	166,113

平成21年度秋田市市営墓地会計補正予算（第4号）
 平成21年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 93,230	千円 33,086	千円 126,316
	1 繰入金	93,230	33,086	126,316
歳 入 合 計		129,601	33,086	162,687

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事業費		千円 93,230	千円 33,086	千円 126,316
	1 事業費	93,230	33,086	126,316
歳 出 合 計		129,601	33,086	162,687

第2表 繰越明許費補正
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
4 事業費	1 事業費	平和公園施設等改修事業	45,150	38,000	83,150

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定)	平成21年度～平成22年度	1,353

平成21年度秋田市農業集落排水会計補正予算(第3号)
平成21年度秋田市の農業集落排水会計補正予算(第3号)は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,440,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 153	千円 143	千円 296
	1 財産運用収入	153	143	296
歳 入 合 計		1,440,211	143	1,440,354

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 254,884	千円 143	千円 255,027
	1 総務管理費	254,884	143	255,027
歳 出 合 計		1,440,211	143	1,440,354

平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第6号）
平成21年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 451,595	千円 49,329	千円 500,924
	1 繰入金	451,595	49,329	500,924
歳 入 合 計		537,785	49,329	587,114

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事 業 費		千円 113,463	千円 49,329	千円 162,792
	1 動物園施設整備費	113,463	49,329	162,792
歳 出 合 計		537,785	49,329	587,114

第2表 繰越明許費補正

（変 更）

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
4 事 業 費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	89,460	64,584	154,044

第3表 債務負担行為補正

（追 加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
排泄物有効活用調査経費	平成21年度～平成22年度	10,822

平成21年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）
 平成21年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,395千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		千円 225,193	千円 △5,888	千円 219,305
	1 発電収入	225,193	△5,888	219,305
2 繰越金		1	6,089	6,090
	1 繰越金	1	6,089	6,090
歳 入 合 計		225,194	201	225,395

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 43,477	千円 201	千円 43,678
	1 総務管理費	43,477	201	43,678
歳 出 合 計		225,194	201	225,395

平成21年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 平成21年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 （債務負担行為）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,982,981千円とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 6,346,387	千円 △95,391	千円 6,250,996
	1 国民健康保険税	6,346,387	△95,391	6,250,996
3 国庫支出金		6,423,680	655,263	7,078,943
	1 国庫負担金	4,925,374	205,793	5,131,167
	2 国庫補助金	1,498,306	449,470	1,947,776

4 療養給付費交付金		1,152,316	405,309	1,557,625
	1 療養給付費交付金	1,152,316	405,309	1,557,625
5 前期高齢者交付金		7,956,967	117,732	8,074,699
	1 前期高齢者交付金	7,956,967	117,732	8,074,699
6 県支出金		1,323,866	18,473	1,342,339
	1 県負担金	188,685	11,320	200,005
	2 県補助金	1,135,181	7,153	1,142,334
7 共同事業交付金		4,246,713	17,583	4,264,296
	1 共同事業交付金	4,246,713	17,583	4,264,296
8 繰入金		2,185,300	△350,199	1,835,101
	1 一般会計繰入金	2,185,300	△350,199	1,835,101
9 繰越金		1	568,746	568,747
	1 繰越金	1	568,746	568,747
10 諸収入		73,083	△62,849	10,234
	3 雑入	72,167	△62,849	9,318
歳 入 合 計		29,708,314	1,274,667	30,982,981

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 188,781	千円 △11,951	千円 176,830
	1 総務管理費	76,722	△2,292	74,430
	2 徴税費	108,908	△9,659	99,249
2 保険給付費		20,215,715	815,926	21,031,641
	1 療養諸費	18,173,463	678,334	18,851,797
	2 高額療養費	1,924,680	136,932	2,061,612
	4 出産育児諸費	88,920	660	89,580
3 後期高齢者支援金等		3,234,664	5,383	3,240,047
	1 後期高齢者支援金等	3,234,664	5,383	3,240,047

4 前期高齢者納付金等		10,335	△1,121	9,214
	1 前期高齢者納付金等	10,335	△1,121	9,214
5 老人保健拠出金		187,414	△7,539	179,875
	1 老人保健拠出金	187,414	△7,539	179,875
6 介護納付金		1,192,747	△62,646	1,130,101
	1 介護納付金	1,192,747	△62,646	1,130,101
7 共同事業拠出金		4,106,092	65,489	4,171,581
	1 共同事業拠出金	4,106,092	65,489	4,171,581
8 保健事業費		259,563	△37,838	221,725
	1 特定健康診査等事業費	154,445	△37,838	116,607
10 諸支出金		18,003	8,964	26,967
	1 償還金及び還付加算金	18,002	8,964	26,966
12 基金積立金		0	500,000	500,000
	1 基金積立金	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		29,708,314	1,274,667	30,982,981

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定)	平成21年度～平成22年度	194,031

平成21年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算(第1号)
平成21年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		千円 70,687	千円 △70,687	千円 0
	1 支払基金交付金	70,687	△70,687	0
2 国庫支出金		41,196	△41,196	0

	1 国庫負担金	41,196	△41,196	0
3 県支出金		10,299	△10,299	0
	1 県負担金	10,299	△10,299	0
5 繰越金		1	243,315	243,316
	1 繰越金	1	243,315	243,316
歳 入 合 計		141,905	121,133	263,038

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医療諸費		千円 132,656	千円 △122,182	千円 10,474
	1 医療諸費	132,656	△122,182	10,474
6 繰出金		0	243,315	243,315
	1 一般会計繰出金	0	243,315	243,315
歳 出 合 計		141,905	121,133	263,038

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定)	平成21年度～平成22年度	996

平成21年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第4号)
平成21年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,326,878千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		千円 3,905,432	千円 162,724	千円 4,068,156
	1 介護保険料	3,905,432	162,724	4,068,156
3 国庫支出金		4,700,583	188,609	488,192
	1 国庫負担金	3,583,906	147,929	3,731,835
	2 国庫補助金	1,116,677	40,680	1,157,357

4 支払基金交付金		5,940,713	244,087	6,184,800
	1 支払基金交付金	5,940,713	244,087	6,184,800
5 県支出金		2,876,408	116,496	2,992,904
	1 県負担金	2,809,904	116,496	2,926,400
6 財産収入		1	3,728	3,729
	1 基金運用収入	1	3,728	3,729
7 繰入金		2,984,828	101,710	3,086,538
	1 一般会計繰入金	2,984,827	101,710	3,086,537
8 繰越金		48,593	52,962	101,555
	1 繰越金	48,593	52,962	101,555
歳 入 合 計		20,456,562	870,316	21,326,878

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 19,673,270	千円 813,626	千円 20,486,896
	1 介護サービス等諸費	17,765,102	758,690	18,523,792
	2 介護予防サービス等諸費	773,692	△21,536	752,156
	3 高額介護サービス等費	304,483	37,242	341,725
	4 特定入所者介護サービス等費	799,720	37,593	837,313
	5 その他諸費	30,273	1,637	31,910
5 基金積立金		1	3,728	3,729
	1 基金積立金	1	3,728	3,729
7 諸支出金		48,600	52,962	101,562
	1 償還金及び還付加算金	48,600	52,962	101,562
歳 出 合 計		20,456,562	870,316	21,326,878

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定福祉総務課分)	32,701	448	33,149

<p style="text-align: center;">千円 千円 千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「445,347千円」を「446,233千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「300千円」を「326千円」に、過年度分損益勘定留保資金「445,047千円」を「445,907千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">収 入</td> </tr> <tr> <td>第1款 資本的収入</td> <td style="text-align: right;">548,863</td> <td style="text-align: right;">△6,100</td> <td style="text-align: right;">542,763</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第1項 企業債</td> <td style="text-align: right;">180,400</td> <td style="text-align: right;">△6,100</td> <td style="text-align: right;">174,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">支 出</td> </tr> <tr> <td>第1款 資本的支出</td> <td style="text-align: right;">994,210</td> <td style="text-align: right;">△5,214</td> <td style="text-align: right;">988,996</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第1項 建設改良費</td> <td style="text-align: right;">219,388</td> <td style="text-align: right;">△5,214</td> <td style="text-align: right;">214,174</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債務負担行為)</p> <p>第5条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>限 度 額</td> <td style="text-align: right;">619,355</td> <td style="text-align: right;">239,088</td> <td style="text-align: right;">858,443</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(企業債)</p> <p>第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>限 度 額</td> <td style="text-align: right;">180,400</td> <td style="text-align: right;">△6,100</td> <td style="text-align: right;">174,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 職員給与費</td> <td style="text-align: right;">4,794,262</td> <td style="text-align: right;">△1,696</td> <td style="text-align: right;">4,792,566</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第8条 予算第9条中「74,866千円」を「91,379千円」に改める。</p> <p style="text-align: center;">平成21年度秋田市水道事業会計補正予算(第4号)</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 平成21年度秋田市水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(業務の予定量)</p> <p>第2条 平成21年度秋田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定量)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定量)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 給水戸数</td> <td style="text-align: right;">144,590戸</td> <td style="text-align: right;">△1,004戸</td> <td style="text-align: right;">143,586戸</td> </tr> <tr> <td>(2) 年間総配水量</td> <td style="text-align: right;">39,045,976</td> <td style="text-align: right;">△214,409</td> <td style="text-align: right;">38,831,567</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>(3) 一日平均配水量</td> <td style="text-align: right;">106,975</td> <td style="text-align: right;">△588</td> <td style="text-align: right;">106,387</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> </tbody> </table>	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	収 入				第1款 資本的収入	548,863	△6,100	542,763		千円	千円	千円	第1項 企業債	180,400	△6,100	174,300		千円	千円	千円	支 出				第1款 資本的支出	994,210	△5,214	988,996		千円	千円	千円	第1項 建設改良費	219,388	△5,214	214,174		千円	千円	千円	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	限 度 額	619,355	239,088	858,443		千円	千円	千円	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	限 度 額	180,400	△6,100	174,300		千円	千円	千円	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	(1) 職員給与費	4,794,262	△1,696	4,792,566		千円	千円	千円	(科 目)	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)	(1) 給水戸数	144,590戸	△1,004戸	143,586戸	(2) 年間総配水量	39,045,976	△214,409	38,831,567		m ³	m ³	m ³	(3) 一日平均配水量	106,975	△588	106,387		m ³	m ³	m ³	<p>(4) 主要な建設改良事業</p> <p>(イ) 配水管整備工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>配水管布設</td> <td style="text-align: right;">5,790</td> <td style="text-align: right;">285</td> <td style="text-align: right;">6,075</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td>配水管布設替</td> <td style="text-align: right;">20,780</td> <td style="text-align: right;">1,584</td> <td style="text-align: right;">22,364</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">収 入</td> </tr> <tr> <td>第1款 水道事業収益</td> <td style="text-align: right;">7,325,266</td> <td style="text-align: right;">△109,355</td> <td style="text-align: right;">7,215,911</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第1項 営業収益</td> <td style="text-align: right;">7,214,007</td> <td style="text-align: right;">△95,951</td> <td style="text-align: right;">7,118,056</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第2項 営業外収益</td> <td style="text-align: right;">111,239</td> <td style="text-align: right;">△13,404</td> <td style="text-align: right;">97,835</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">支 出</td> </tr> <tr> <td>第1款 水道事業費用</td> <td style="text-align: right;">7,204,781</td> <td style="text-align: right;">△174,775</td> <td style="text-align: right;">7,030,006</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第1項 営業費用</td> <td style="text-align: right;">6,354,808</td> <td style="text-align: right;">△178,730</td> <td style="text-align: right;">6,176,078</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第2項 営業外費用</td> <td style="text-align: right;">787,845</td> <td style="text-align: right;">3,955</td> <td style="text-align: right;">791,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,795,035千円」を「2,577,246千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「76,989千円」を「60,223千円」に、当年度分損益勘定留保資金「916,071千円」を「715,048千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">収 入</td> </tr> <tr> <td>第1款 資本的収入</td> <td style="text-align: right;">2,937,528</td> <td style="text-align: right;">△2,220</td> <td style="text-align: right;">2,935,308</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第3項 補助金</td> <td style="text-align: right;">466,500</td> <td style="text-align: right;">△6,001</td> <td style="text-align: right;">460,499</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第5項 負担金及び寄附金</td> <td style="text-align: right;">264,667</td> <td style="text-align: right;">3,781</td> <td style="text-align: right;">268,448</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">支 出</td> </tr> <tr> <td>第1款 資本的支出</td> <td style="text-align: right;">5,732,563</td> <td style="text-align: right;">△220,009</td> <td style="text-align: right;">5,512,554</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第1項 建設改良費</td> <td style="text-align: right;">2,547,433</td> <td style="text-align: right;">△224,889</td> <td style="text-align: right;">2,322,544</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td> 第2項 企業債償還金</td> <td style="text-align: right;">3,185,130</td> <td style="text-align: right;">4,880</td> <td style="text-align: right;">3,190,010</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利益剰余金の処分)</p> <p>第5条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「41,351千円」を「123,207千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(科 目)</th> <th style="text-align: center;">(既決 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(補正 予定額)</th> <th style="text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 減債積立金</td> <td style="text-align: right;">41,351</td> <td style="text-align: right;">81,856</td> <td style="text-align: right;">123,207</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table>	配水管布設	5,790	285	6,075		m	m	m	配水管布設替	20,780	1,584	22,364		m	m	m	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	収 入				第1款 水道事業収益	7,325,266	△109,355	7,215,911		千円	千円	千円	第1項 営業収益	7,214,007	△95,951	7,118,056		千円	千円	千円	第2項 営業外収益	111,239	△13,404	97,835		千円	千円	千円	支 出				第1款 水道事業費用	7,204,781	△174,775	7,030,006		千円	千円	千円	第1項 営業費用	6,354,808	△178,730	6,176,078		千円	千円	千円	第2項 営業外費用	787,845	3,955	791,800		千円	千円	千円	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	収 入				第1款 資本的収入	2,937,528	△2,220	2,935,308		千円	千円	千円	第3項 補助金	466,500	△6,001	460,499		千円	千円	千円	第5項 負担金及び寄附金	264,667	3,781	268,448		千円	千円	千円	支 出				第1款 資本的支出	5,732,563	△220,009	5,512,554		千円	千円	千円	第1項 建設改良費	2,547,433	△224,889	2,322,544		千円	千円	千円	第2項 企業債償還金	3,185,130	4,880	3,190,010		千円	千円	千円	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	(1) 減債積立金	41,351	81,856	123,207		千円	千円	千円
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
収 入																																																																																																																																																																																																																																																													
第1款 資本的収入	548,863	△6,100	542,763																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第1項 企業債	180,400	△6,100	174,300																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
支 出																																																																																																																																																																																																																																																													
第1款 資本的支出	994,210	△5,214	988,996																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第1項 建設改良費	219,388	△5,214	214,174																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
限 度 額	619,355	239,088	858,443																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
限 度 額	180,400	△6,100	174,300																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 職員給与費	4,794,262	△1,696	4,792,566																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 給水戸数	144,590戸	△1,004戸	143,586戸																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 年間総配水量	39,045,976	△214,409	38,831,567																																																																																																																																																																																																																																																										
	m ³	m ³	m ³																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 一日平均配水量	106,975	△588	106,387																																																																																																																																																																																																																																																										
	m ³	m ³	m ³																																																																																																																																																																																																																																																										
配水管布設	5,790	285	6,075																																																																																																																																																																																																																																																										
	m	m	m																																																																																																																																																																																																																																																										
配水管布設替	20,780	1,584	22,364																																																																																																																																																																																																																																																										
	m	m	m																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
収 入																																																																																																																																																																																																																																																													
第1款 水道事業収益	7,325,266	△109,355	7,215,911																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第1項 営業収益	7,214,007	△95,951	7,118,056																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第2項 営業外収益	111,239	△13,404	97,835																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
支 出																																																																																																																																																																																																																																																													
第1款 水道事業費用	7,204,781	△174,775	7,030,006																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第1項 営業費用	6,354,808	△178,730	6,176,078																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第2項 営業外費用	787,845	3,955	791,800																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
収 入																																																																																																																																																																																																																																																													
第1款 資本的収入	2,937,528	△2,220	2,935,308																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第3項 補助金	466,500	△6,001	460,499																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第5項 負担金及び寄附金	264,667	3,781	268,448																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
支 出																																																																																																																																																																																																																																																													
第1款 資本的支出	5,732,563	△220,009	5,512,554																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第1項 建設改良費	2,547,433	△224,889	2,322,544																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
第2項 企業債償還金	3,185,130	4,880	3,190,010																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 減債積立金	41,351	81,856	123,207																																																																																																																																																																																																																																																										
	千円	千円	千円																																																																																																																																																																																																																																																										

平成21年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成21年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(1) 排水戸数	106,600	607	107,207
	戸	戸	戸
(2) 年間総処理水量	39,340,934	△1,695,909	37,645,025
	m ³	m ³	m ³
(3) 一日平均処理水量	107,783	△4,646	103,137
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
イ) 管渠建設			
管渠布設	8,675	△95	8,580
	m	m	m
管渠布設替	1,508	21	1,529
	m	m	m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	9,583,564	△114,941	9,468,623
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,567,716	△105,396	7,462,320
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	2,012,837	△10,160	2,002,677
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	3,011	615	3,626
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	9,211,909	△107,420	9,104,489
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,690,260	△61,264	6,628,996
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	2,514,446	△47,112	2,467,334
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	4,653	956	5,609
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,953,596千円」を「4,009,002千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「20,315千円」を「6,756千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,997,348千円」を「3,066,313千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,941,440	△224,368	6,717,072

	千円	千円	千円
第1項 企業債	4,998,900	△205,500	4,793,400
	千円	千円	千円
第2項 出資金	981,036	4,880	985,916
	千円	千円	千円
第3項 補助金	859,000	△9,356	849,644
	千円	千円	千円
第4項 負担金	97,104	△14,392	82,712
	千円	千円	千円

支 出

第1款 資本的支出	10,895,036	△168,962	10,726,074
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	2,854,368	△194,643	2,659,725
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	8,035,366	25,681	8,061,047
	千円	千円	千円

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	4,998,900	△205,500	4,793,400
	千円	千円	千円

（他会計からの補助金）

第6条 予算第9条中「2,012,549千円」を「1,999,373千円」に改める。

（利益剰余金の処分）

第7条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「351,401千円」を「357,378千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減債積立金	351,401	5,977	357,378
	千円	千円	千円

秋田市告示第83号

平成22年3月24日の「平成22年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年3月30日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計予算

平成22年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,950,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（市債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予

算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 42,613,139
	1 市民税	17,531,660
	2 固定資産税	21,240,725
	3 軽自動車税	482,710
	4 市たばこ税	1,861,599
	5 鉱産税	12,093
	6 特別土地保有税	2
	7 入湯税	29,922
	8 事業所税	1,454,428
2 地方譲与税		1,015,657
	1 地方揮発油譲与税	267,573
	2 自動車重量譲与税	697,197
	3 特別とん譲与税	16,274
	4 航空機燃料譲与税	34,613
3 利子割交付金		126,337
	1 利子割交付金	126,337
4 配当割交付金		9,176
	1 配当割交付金	9,176
5 株式等譲渡所得割交付金		6,209
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,209
6 地方消費税交付金		2,798,275
	1 地方消費税交付金	2,798,275

7	ゴルフ場利用税交付金		67,713
	1	ゴルフ場利用税交付金	67,713
8	自動車取得税交付金		160,109
	1	自動車取得税交付金	160,109
9	国有提供施設等所在市助成交付金		8,880
	1	国有提供施設等所在市助成交付金	8,880
10	地方特例交付金		309,354
	1	地方特例交付金	309,354
11	地方交付税		21,062,700
	1	地方交付税	21,062,700
12	交通安全対策特別交付金		106,000
	1	交通安全対策特別交付金	106,000
13	分担金及び負担金		1,138,304
	1	分担金	2,371
	2	負担金	1,135,933
14	使用料及び手数料		2,130,855
	1	使用料	1,314,699
	2	手数料	816,156
15	国庫支出金		18,730,423
	1	国庫負担金	14,062,158
	2	国庫補助金	4,540,191
	3	委託金	128,074
16	県支出金		6,860,285
	1	県負担金	2,695,147
	2	県補助金	3,365,898
	3	委託金	799,240
17	財産収入		266,630

	1 財産運用収入	219,629
	2 財産売却収入	47,001
18 寄 附 金		3
	1 寄附金	3
19 繰 入 金		4,382,149
	1 特別会計繰入金	105,891
	2 基金繰入金	4,276,258
20 繰 越 金		646,000
	1 繰越金	646,000
21 諸 収 入		6,407,202
	1 延滞金、加算金及び過料	19,674
	2 市預金利子	16,762
	3 貸付金元利収入	5,422,249
	4 受託事業収入	4,153
	5 雑入	944,364
22 市 債		15,104,600
	1 市債	15,104,600
歳 入 合 計		123,950,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 703,033
	1 議会費	703,033
2 総 務 費		18,446,292
	1 総務管理費	16,048,666
	2 徴税費	1,459,791
	3 戸籍住民基本台帳費	388,370
	4 選挙費	244,116

	5 統計調査費	208,360
	6 監査委員費	96,989
3 民生費		39,029,144
	1 社会福祉費	16,901,279
	2 児童福祉費	13,451,242
	3 生活保護費	8,624,176
	4 国民年金費	50,297
	5 災害救助費	2,150
4 衛生費		12,039,799
	1 環境衛生費	2,353,282
	2 保健所費	1,972,131
	3 清掃費	6,123,547
	4 病院費	1,234,941
	5 上水道費	196,770
	6 食肉衛生検査所費	159,128
5 労働費		464,245
	1 労働諸費	464,245
6 農林水産業費		1,992,191
	1 農業費	1,078,397
	2 農業集落排水費	545,010
	3 林業費	368,784
7 商工費		6,381,226
	1 商工費	6,381,226
8 土木費		14,610,224
	1 土木管理費	423,455
	2 道路橋りょう費	3,622,332
	3 河川費	151,993

	4 港湾費	141,219
	5 都市計画費	4,612,842
	6 下水道費	5,078,829
	7 住宅費	579,554
9 消 防 費		3,524,704
	1 消防費	3,524,704
10 教 育 費		11,134,691
	1 教育総務費	2,117,923
	2 小学校費	2,917,080
	3 中学校費	1,854,588
	4 高等学校費	793,392
	5 社会教育費	2,146,347
	6 保健体育費	502,679
	7 専修学校費	109,332
	8 短期大学費	693,350
11 災害復旧費		5
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,544,445
	1 公債費	15,544,445
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出	合 計	123,950,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
人 事 給 与 シ ス テ ム 改 修 経 費	平成22年度～平成23年度	9,798
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	平成22年度～平成46年度	3,814
設 備 近 代 化 資 金 ・ 空 き 店 舗 等 利 用 資 金 ・ 販 路 開 拓 資 金 利 子 補 給	平成22年度～平成27年度	10,166
中 心 市 街 地 出 店 促 進 資 金 利 子 補 給	平成22年度～平成27年度	13,813
中 小 製 造 業 設 備 投 資 資 金 利 子 補 給	平成22年度～平成29年度	40,004
中 小 企 業 用 地 取 得 資 金 利 子 補 給 (平 成 2 2 年 度 設 定)	平成22年度～平成25年度	2,185
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	平成22年度～平成23年度	89,903

第3表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 費	2,357,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社 会 福 祉 費	67,500			
児 童 福 祉 費	26,500			
環 境 衛 生 費	1,776,600			
清 掃 費	1,405,200			
農 業 費	95,800			
林 業 費	19,300			
道 路 橋 り ょ う 費	1,183,200			
土 地 区 画 整 理 費	847,400			
街 路 事 業 費	505,200			
公 園 整 備 費	61,000			
住 宅 費	117,700			
災 害 対 策 費	4,000			
消 防 費	96,500			
小 学 校 費	323,400			
中 学 校 費	317,500			

社 会 教 育 費	54,400		
臨 時 財 政 対 策 債	5,845,800		
計	15,104,600		

平成22年度秋田市土地区画整理会計予算

平成22年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,523,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 466,400
	1 国庫補助金	466,400
2 換地清算金		1
	1 換地清算金	1
3 財産収入		2,491
	1 財産売払収入	2,491
4 繰入金		1,002,900
	1 繰入金	1,002,900
5 繰越金		52,000
	1 繰越金	52,000
歳 入	合 計	1,523,792

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,521,292
	1 土地区画整理費	1,521,292
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000

	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,523,792

平成22年度秋田市市有林会計予算

平成22年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 6,964
	1 県補助金	6,964
2 財産収入		2,981
	1 財産運用収入	2,975
	2 財産売却収入	4
	3 分収休収入	2
3 繰入金		112,557
	1 繰入金	112,557
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		301
	1 雑入	301
6 市債		11,100
	1 市債	11,100
歳 入	合 計	133,904

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,282

	1 総務管理費	28,282
2 事業費		24,739
	1 造林事業費	24,739
3 公債費		79,646
	1 公債費	79,646
4 諸支出金		1,037
	1 分収交付金	1,037
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		133,904

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業費	11,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	11,100			

平成22年度秋田市市営墓地会計予算

平成22年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ221,778千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 35,632
	1 使用料	18,113
	2 手数料	17,519
2 繰入金		186,098
	1 繰入金	186,098

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		47
	1 雑入	47
歳 入 合 計		221,778

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 34,580
	1 総務管理費	34,579
	2 繰出金	1
2 事業費		186,098
	1 事業費	186,098
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		221,778

平成22年度秋田市中央卸売市場会計予算
平成22年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 244,502
	1 使用料	244,501
	2 手数料	1
2 繰入金		150,404

	1 繰入金	150,404
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		178,398
	1 貸付金元利収入	80,160
	2 雑入	98,238
歳 入 合 計		573,305

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 391,964
	1 総務管理費	391,964
2 公債費		180,841
	1 公債費	180,841
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		573,305

平成22年度秋田市大森山動物園会計予算
平成22年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ419,704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 81,241
	1 使用料	81,241
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		331,007

	1 繰入金	331,007
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		7,454
	1 雑入	7,454
歳 入 合 計		419,704

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 383,015
	1 総務管理費	383,015
2 公債費		36,189
	1 公債費	36,189
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		419,704

平成22年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成22年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,855千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、128,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 190,854
	1 発電収入	190,854
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		190,855

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 18,013
	1 総務管理費	18,013
2 繰出金		105,890
	1 一般会計繰出金	105,890
3 公債費		66,952
	1 公債費	66,952
歳 出 合 計		190,855

平成22年度秋田市国民健康保険事業会計予算
平成22年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,748,029千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 6,089,854
	1 国民健康保険税	6,089,854
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,161,924
	1 国庫負担金	5,077,796
	2 国庫補助金	2,084,128
4 療養給付費交付金		2,005,345
	1 療養給付費交付金	2,005,345
5 前期高齢者交付金		8,419,745
	1 前期高齢者交付金	8,419,745

6 県支出金		1,420,902
	1 県負担金	247,414
	2 県補助金	1,173,488
7 共同事業交付金		4,722,008
	1 共同事業交付金	4,722,008
8 財産収入		1,270
	1 財産運用収入	1,270
9 繰入金		1,923,029
	1 一般会計繰入金	1,923,029
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		3,950
	1 延滞金、加算金及び過料	1,434
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,515
歳 入 合 計		31,748,029

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 192,716
	1 総務管理費	72,830
	2 徴税費	117,378
	3 運営協議会費	335
	4 収納率向上特別対策事業費	2,173
2 保険給付費		21,889,446
	1 療養諸費	19,596,723
	2 高額療養費	2,174,211
	3 移送費	2

	4 出産育児諸費	93,710
	5 葬祭諸費	24,800
3 後期高齢者支援金等		3,047,850
	1 後期高齢者支援金等	3,047,850
4 前期高齢者納付金等		5,564
	1 前期高齢者納付金等	5,564
5 老人保健拠出金		33,843
	1 老人保健拠出金	33,843
6 介護納付金		1,365,358
	1 介護納付金	1,365,358
7 共同事業拠出金		4,744,635
	1 共同事業拠出金	4,744,635
8 保健事業費		237,156
	1 特定健康診査等事業費	143,884
	2 保健事業費	93,272
9 基金積立金		1,270
	1 基金積立金	1,270
10 公債費		10,000
	1 公債費	10,000
11 諸支出金		20,191
	1 償還金及び還付加算金	20,190
	2 一部負担金	1
12 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		31,748,029

平成22年度秋田市老人保健医療事業会計予算
平成22年度秋田市の老人保健医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 支払基金交付金		千円 29,657
	1 支払基金交付金	29,657
2 国庫支出金		17,458
	1 国庫負担金	17,458
3 県支出金		4,363
	1 県負担金	4,363
4 繰入金		13,234
	1 繰入金	13,234
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3
	1 雑入	3
歳 入 合 計		64,716

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,364
	1 総務管理費	1,364
2 医療諸費		55,875
	1 医療諸費	55,875
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		4,377
	1 償還金及び還付加算金	4,377

5 予 備 費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	64,716

平成22年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
 平成22年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,782千円と
 定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第
 1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規
 定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債
 の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金
 の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,829
	1 繰入金	1,829
2 繰 越 金		9,225
	1 繰越金	9,225
3 諸 収 入		44,727
	1 貸付金元利収入	44,726
	2 雑入	1
4 市 債		1
	1 市債	1
歳 入	合 計	55,782

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 49,254
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	49,254
2 公 債 費		6,528
	1 公債費	500
	2 母子寡婦福祉資金貸付事業債償還金	6,028

歳 出 合 計	55,782
---------	--------

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	1	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。
計	1			

平成22年度秋田市介護保険事業会計予算

平成22年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,878,079千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 4,249,372
	1 介護保険料	4,249,372
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		5,062,029
	1 国庫負担金	3,876,158
	2 国庫補助金	1,185,871
4 支払基金交付金		6,379,891
	1 支払基金交付金	6,379,891
5 県支出金		3,061,538
	1 県負担金	2,997,335
	2 県補助金	64,203
6 財 産 収 入		1
	1 基金運用収入	1

7 繰入金		3,119,198
	1 一般会計繰入金	3,119,197
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		6,046
	1 繰越金	6,046
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳入合計		21,878,079

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 305,849
	1 総務管理費	305,849
2 保険給付金		21,149,219
	1 介護サービス等諸費	19,120,219
	2 介護予防サービス等諸費	814,672
	3 高額介護サービス等費	327,468
	4 特定入所者介護サービス等費	854,405
	5 その他諸費	32,455
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		364,957
	1 介護予防事業費	117,095
	2 包括的支援事業・任意事業費	247,862
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		2,000

	1 公債費	2,000
7 諸支出金		6,052
	1 償還金及び還付加算金	6,052
8 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	21,878,079

平成22年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
平成22年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,045,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,448,195
	1 後期高齢者医療保険料	2,448,195
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		586,636
	1 一般会計繰入金	586,636
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,260
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,257
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入	合 計	3,045,093

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 59,779
	1 総務管理費	22,188
	2 徴収費	37,591
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,964,857
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,964,857
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,257
	1 償還金及び還付加算金	10,257
5 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,045,093

平成22年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 458床
- (2) 年 間 患 者 数
 - 入 院 137,240人
 - 外 来 295,974人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
 - 入 院 376人
 - 外 来 1,218人
- (4) 主要な建設改良事業
 - 検査排水処理装置更新工事 一式
 - 医療機械購入 6品目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 9,310,242千円 |
| 第1項 医業収益 | 8,600,902千円 |
| 第2項 医業外収益 | 709,339千円 |
| 第3項 特別利益 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 9,382,943千円 |
| 第1項 医業費用 | 9,200,972千円 |

- 第2項 医業外費用 150,071千円
- 第3項 特別損失 29,900千円
- 第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額405,709千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額433千円及び過年度分損益勘定留保資金405,276千円で補てんするものとする。)

- | | |
|--------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 668,224千円 |
| 第1項 企業債 | 245,500千円 |
| 第2項 出資金 | 422,723千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,073,933千円 |
| 第1項 建設改良費 | 283,661千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 790,272千円 |
- (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良費
- 限度額 245,500千円
- 起債の方法 証書借入
- 利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後において

は、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができ。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,064,617千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、95,428千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	コンピュータ断層撮影装置	一式

平成22年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 143,701戸

(2) 年間総配水量 37,801,397m³

(3) 一日平均配水量 103,565m³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 配水管整備工事

配水管布設 5,350m

配水管布設替 12,690m

(ロ) 施設改良工事

手形山配水施設整備 一式

手形山幹線配水管整備 275m

雄和地域送配水管等整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 6,998,323千円

第1項 営業収益 6,893,466千円

第2項 営業外収益 104,837千円

第3項 特別利益 20千円

支 出

第1款 水道事業費用 6,838,368千円

第1項 営業費用 6,141,893千円

第2項 営業外費用 685,575千円

第3項 特別損失 9,100千円

第4項 予備費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,544,269千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,509千円、減債積立金123,207千円、過年度分損益勘定留保資金1,532,710千円及び当年度分損益勘定留保資金788,843千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 2,184,260千円

第1項 企業債 1,579,000千円

第2項 出資金 133,924千円

第3項 補助金 229,434千円

第4項 固定資産売却代金 10千円

第5項 負担金及び寄附金 241,892千円

支 出

第1款 資本的支出 4,728,529千円

第1項 建設改良費 2,729,512千円

第2項 企業債償還金 1,999,017千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	水道事業	1 営業手形山	350,000	平成	170,000
		費用配水施設	千円	22年度	千円
		整備工事		平成	170,000
				23年度	千円
				平成	10,000
				24年度	千円
1	資本的支出	1 建設手形山	710,000	平成	70,000
		改良費配水施設	千円	22年度	千円
		整備工事		平成	450,000
				23年度	千円
				平成	190,000
				24年度	千円
		外旭川・			
		手形山幹線	1,300,000	平成	250,000
		送配水管	千円	22年度	千円
		整備工事		平成	650,000
				23年度	千円
				平成	400,000
				24年度	千円
		雄和ポンプ	771,000	平成	95,000
		場築造工事	千円	22年度	千円
				平成	676,000
				23年度	千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	平成22年度から27年度まで	161千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法

は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費
 限度額 1,579,000千円
 起債の方法 証書借入
 利率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
 償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,530,718千円
（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,846千円である。

（利益剰余金の処分）

第11条 当年度末処分利益剰余金54,732千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 54,732千円
（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、120,000千円と定める。

平成22年度秋田市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成22年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 109,682戸
- (2) 年間総処理水量 38,643,703m³
- (3) 一日平均処理水量 105,873m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 管渠建設
 - 管渠布設 6,488m
 - 管渠布設替 1,872m
 - (ロ) ポンプ場建設
 - 土崎・御野場汚水中継ポンプ場施設整備 一式
 - (ハ) 処理場建設
 - 八橋終末処理場施設整備 一式

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	9,355,636千円
第1項 営業収益	7,422,787千円
第2項 営業外収益	1,932,847千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	

第1款 下水道事業費用	9,114,648千円
第1項 営業費用	6,824,646千円
第2項 営業外費用	2,281,047千円
第3項 特別損失	6,405千円
第4項 予備費	2,550千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,917,610千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,591千円、減債積立金357,378千円、過年度分損益勘定留保資金354,833千円及び当年度分損益勘定留保資金3,196,808千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,966,133千円
第1項 企業債	2,374,700千円
第2項 出資金	898,320千円
第3項 補助金	617,200千円
第4項 負担金	75,912千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	7,883,743千円
第1項 建設改良費	2,362,496千円
第2項 企業債償還金	5,521,247千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成22年度から 27年度まで	7,200千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成22年度から 27年度まで	10,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費及び企業債償還金
 限度額 2,374,700千円
 起債の方法 証書借入
 利率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 754,648千円
（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,931,333千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金232,475千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 232,475千円

平成22年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排 水 戸 数	3,070戸	206戸	3,276戸
(2) 年間総処理水量	1,065,781m ³	16,684m ³	1,082,465m ³
(3) 一日平均処理水量	2,920m ³	46m ³	2,966m ³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 農業集落排水建設

金足地区農業集落排水施設整備 一式

(ロ) 農業集落排水建設改良

河辺岩見三内中央農業集落排水施設機能強化 一式

(ハ) 個別排水処理施設建設

特定地域生活排水処理施設整備 20基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	579,565千円
第1項 営 業 収 益	157,795千円
第2項 営 業 外 収 益	421,769千円
第3項 特 別 利 益	1千円
第2款 個別排水処理事業収益	13,203千円
第1項 営 業 収 益	8,610千円
第2項 営 業 外 収 益	4,593千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費用	559,161千円
第1項 営 業 費 用	425,744千円
第2項 営 業 外 費 用	132,916千円
第3項 特 別 損 失	1千円
第4項 予 備 費	500千円
第2款 個別排水処理事業費用	19,217千円
第1項 営 業 費 用	16,294千円
第2項 営 業 外 費 用	2,823千円
第3項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額156,098千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,389千円及び当年度分損益勘定留保資金141,709千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	900,560千円
第1項 企 業 債	577,900千円
第2項 出 資 金	107,201千円
第3項 補 助 金	174,225千円

第4項 負 担 金	25,405千円
第5項 基 金 繰 入 金	15,829千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	37,979千円
第1項 企 業 債	12,000千円
第2項 出 資 金	17,179千円
第3項 補 助 金	6,642千円
第4項 負 担 金	2,158千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	1,056,152千円
第1項 建 設 改 良 費	814,912千円
第2項 企 業 債 償 還 金	241,103千円
第3項 投 資	137千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	38,485千円
第1項 建 設 改 良 費	37,222千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,263千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ28,183千円及び216,139千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成22年度から 31年度まで	5,742千円
水洗便所改造 資金利子補給	平成22年度から 26年度まで	480千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成22年度から 26年度まで	500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	589,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 61,849千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、419,624千円である。

秋田市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年 3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市東町内会
- 2 認可年月日
平成9年 4月 7日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、秋田市河辺岩見字東、二階淵、川原琴、貝住沢口の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺岩見字東、同市河辺岩見字二階淵、同市河辺岩見字川原琴および同市河辺岩見字貝住沢口の区域とする。
- 4 変更年月日
平成22年 1月 2日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年 3月30日

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点		総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終	点		
市道	旧	秋田港北線	秋田市飯島字堀川113番地先	秋田市飯島字堀川86番地先	2,191.10	5.00 ～ 17.00
	新	秋田港北線	秋田市飯島字堀川113番地先	秋田市飯島字堀川86番地先	2,191.10	5.00 ～ 17.00
市道	旧	土崎保戸野線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先	秋田市保戸野通町201番地先	5,611.50	7.00 ～ 18.00
	新	土崎保戸野線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先	秋田市保戸野通町201番地先	5,611.50	7.00 ～ 18.00
市道	旧	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番1地先	秋田市上新城中字南波掛26番2地先	4,870.20	6.20 ～ 19.80
	新	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番1地先	秋田市上新城中字南波掛26番2地先	4,870.20	6.40 ～ 19.80
市道	旧	猿田小山田線	秋田市上北手猿田字館ノ下2番5地先	秋田市上北手小山田字駒込55番2地先	2,055.80	5.00 ～ 23.60
	新	猿田小山田線	秋田市上北手猿田字館ノ下2番5地先	秋田市上北手小山田字駒込55番2地先	2,055.80	5.00 ～ 23.60
市道	旧	仁井田新田大野牛島西線	秋田市仁井田新田二丁目247番5地先	秋田市牛島西三丁目19番2地先	2,756.30	3.40 ～ 9.00
	新	仁井田新田大野牛島西線	秋田市仁井田新田二丁目247番5地先	秋田市牛島西三丁目19番2地先	2,756.30	3.40 ～ 9.00
市道	旧	桂根線	秋田市浜田字稗田沢171番1地先	秋田市下浜桂根字浜田83番1地先	2,635.80	5.30 ～ 18.00
	新	桂根線	秋田市浜田字稗田沢171番1地先	秋田市下浜桂根字浜田83番1地先	2,635.80	5.30 ～ 18.00

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
萱森町内会
- 2 認可年月日
平成16年10月 5日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、秋田市河辺岩見字萱森及び萱森中谷地区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺岩見字萱森および同市河辺岩見字萱森中谷地の区域とする。
- 4 変更年月日
平成22年 1月 1日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第86号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

市道	旧	保戸野高陽線	秋田市保戸野すわ町553番2地先 秋田市八橋本町三丁目176番地先	1,403.70	4.20 ～ 16.00
	新	保戸野高陽線	秋田市保戸野すわ町553番2地先 秋田市八橋本町三丁目176番地先	1,403.70	4.20 ～ 16.00
市道	旧	四ツ小屋本線	秋田市四ツ小屋字中野75番2地先 秋田市四ツ小屋字館野97番地先	2,583.60	4.90 ～ 19.50
	新	四ツ小屋本線	秋田市四ツ小屋字中野75番2地先 秋田市四ツ小屋字館野97番地先	2,583.60	5.20 ～ 19.50
市道	旧	百崎柳館線	秋田市上北手荒巻字荒巻252番地先 秋田市下北手柳館字赤平68番地先	5,053.20	4.00 ～ 38.00
	新	百崎柳館線	秋田市上北手荒巻字荒巻252番地先 秋田市下北手柳館字赤平68番地先	5,053.20	4.00 ～ 38.00
市道	旧	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	837.30	17.80 ～ 122.70
	新	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	838.90	17.80 ～ 122.70
市道	旧	広面本線	秋田市広面字広面52番地先 秋田市広面字釣瓶町141番4地先	1,342.20	6.20 ～ 12.20
	新	広面本線	秋田市広面字広面52番地先 秋田市広面字釣瓶町141番4地先	1,342.20	6.20 ～ 12.20
市道	旧	古野荒巻線	秋田市上北手古野字深田沢10番2地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番1地先	5,478.60	7.20 ～ 28.00
	新	古野荒巻線	秋田市上北手古野字深田沢10番2地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番1地先	5,477.60	7.20 ～ 28.00
市道	旧	松崎三嶽根線	秋田市外旭川字松崎141番4地先 秋田市泉字三嶽根1番3地先	1,443.40	6.80 ～ 12.30
	新	松崎三嶽根線	秋田市外旭川字松崎141番4地先 秋田市泉字三嶽根1番3地先	1,443.40	6.80 ～ 14.00
市道	旧	二ツ屋二丁目 4号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目319番1地先 秋田市仁井田二ツ屋二丁目296番1地先	109.60	5.80 ～ 6.20
	新	二ツ屋二丁目 4号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目319番1地先 秋田市仁井田二ツ屋二丁目296番1地先	109.60	6.00 ～ 6.00
市道	旧	二ツ屋二丁目 6号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目315番8地先 秋田市仁井田二ツ屋二丁目300番1地先	109.80	5.80 ～ 6.00
	新	二ツ屋二丁目 6号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目315番8地先 秋田市仁井田二ツ屋二丁目300番1地先	109.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	仁井田目長田 2号線	秋田市仁井田字堂回31番1地先 秋田市仁井田字堂回74番3地先	137.10	2.80 ～ 3.00
	新	仁井田目長田 2号線	秋田市仁井田字堂回31番1地先 秋田市仁井田字堂回74番3地先	137.10	2.80 ～ 3.00
市道	旧	手形十七流 18号線	秋田市手形字十七流50番2地先 秋田市手形字十七流38番1地先	238.80	2.50 ～ 6.00
	新	手形十七流 18号線	秋田市手形字十七流50番2地先 秋田市手形字十七流38番1地先	238.80	3.30 ～ 6.00
市道	旧	秋田駅東5号線	秋田市手形字山崎44番7地先 秋田市榎山字長沼221番32地先	424.60	9.00 ～ 11.50
	新	秋田駅東5号線	秋田市手形字山崎44番7地先 秋田市榎山字長沼221番32地先	424.60	9.00 ～ 11.50
市道	旧	土崎西五丁目 5号線	秋田市土崎港西五丁目126番地先 秋田市土崎港西五丁目71番5地先	135.20	8.10 ～ 8.30
	新	土崎西五丁目 5号線	秋田市土崎港西五丁目126番地先 秋田市土崎港西五丁目71番5地先	134.20	8.10 ～ 8.30

市道	旧	通 穴 線	秋田市將軍野東二丁目30番41地先 秋田市將軍野東四丁目15番 1地先	1,783.50	1.10 ～ 8.00
	新	通 穴 線	秋田市將軍野東二丁目30番41地先 秋田市將軍野東四丁目15番 1地先	1,783.50	1.10 ～ 8.00
市道	旧	將軍野東四丁目 7 号 線	秋田市將軍野東四丁目14番 3地先 秋田市將軍野東四丁目 8 番13地先	278.60	4.00 ～ 4.10
	新	將軍野東四丁目 7 号 線	秋田市將軍野東四丁目14番 3地先 秋田市將軍野東四丁目 8 番13地先	278.60	4.00 ～ 4.10
市道	旧	將軍野東四丁目 8 号 線	秋田市將軍野東四丁目13番 9地先 秋田市將軍野東四丁目14番 7地先	71.80	4.00 ～ 4.20
	新	將軍野東四丁目 8 号 線	秋田市將軍野東四丁目13番 9地先 秋田市將軍野東四丁目14番 7地先	71.80	4.00 ～ 4.00
市道	旧	家ノ前 1 号線	秋田市外旭川字土手下 4 番 1地先 秋田市外旭川字蒲沼99番 2地先	187.90	4.00 ～ 4.20
	新	家ノ前 1 号線	秋田市外旭川字土手下 4 番 1地先 秋田市外旭川字蒲沼99番 2地先	186.30	4.00 ～ 4.20
市道	旧	家ノ前 4 号線	秋田市外旭川字家ノ前659番地先 秋田市外旭川字家ノ前672番地先	101.00	2.50 ～ 3.90
	新	家ノ前 4 号線	秋田市外旭川字家ノ前659番地先 秋田市外旭川字家ノ前672番地先	101.00	2.50 ～ 4.50
市道	旧	斎 場 線	秋田市外旭川字山崎66番 1地先 秋田市外旭川字山崎527番地先	546.30	5.90 ～ 9.70
	新	斎 場 線	秋田市外旭川字山崎66番 1地先 秋田市外旭川字山崎527番地先	545.30	5.90 ～ 9.70
市道	旧	土 崎 西 五 丁 目 8 号 線	秋田市土崎港西五丁目120番地先 秋田市土崎港西五丁目81番地先	202.80	4.20 ～ 5.50
	新	土 崎 西 五 丁 目 8 号 線	秋田市土崎港西五丁目120番地先 秋田市土崎港西五丁目81番地先	202.80	4.20 ～ 5.80
市道	旧	將軍野東二丁目 13 号 線	秋田市將軍野東二丁目101番 7地先 秋田市將軍野東二丁目101番100地先	72.00	5.10 ～ 6.00
	新	將軍野東二丁目 13 号 線	秋田市將軍野東二丁目101番 7地先 秋田市將軍野東二丁目101番100地先	70.80	5.10 ～ 6.00
市道	旧	四ツ小屋中野 3 号 線	秋田市四ツ小屋字中野70番 8地先 秋田市四ツ小屋字中野68番 1地先	74.60	3.70 ～ 5.40
	新	四ツ小屋中野 3 号 線	秋田市四ツ小屋字中野70番 8地先 秋田市四ツ小屋字中野68番 1地先	74.60	3.70 ～ 7.30
市道	旧	柳林岩見川線	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林58番 9地先 秋田市四ツ小屋字館野16番 1地先	983.10	2.00 ～ 20.30
	新	柳林岩見川線	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林58番 9地先 秋田市四ツ小屋字館野16番 1地先	983.10	2.00 ～ 20.30
市道	旧	城下当場 4 号線	秋田市四ツ小屋字城下当場14番 1地先 秋田市四ツ小屋字御野場485番 1地先	137.80	4.70 ～ 7.50
	新	城下当場 4 号線	秋田市四ツ小屋字城下当場14番 1地先 秋田市四ツ小屋字御野場485番 1地先	137.80	4.70 ～ 8.00
市道	旧	城下当場裏道線	秋田市四ツ小屋字城下当場66番 2地先 秋田市四ツ小屋字御野場566番地先	1,468.10	3.40 ～ 9.20
	新	城下当場裏道線	秋田市四ツ小屋字城下当場66番 2地先 秋田市四ツ小屋字御野場566番地先	1,468.10	3.40 ～ 9.20
市道	旧	末戸松本 6 号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字島田 7 番 1地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上32番 1地先	561.60	7.00 ～ 13.70
	新	末戸松本 6 号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字島田 7 番 1地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上32番 1地先	561.60	7.00 ～ 14.70

市道	旧	御所野ニュータウン141号線	秋田市四ツ小屋小阿地字狸崎1番36地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田27番4地先	160.50	8.00 ～ 8.00
	新	御所野ニュータウン141号線	秋田市四ツ小屋小阿地字狸崎1番36地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田27番4地先	160.50	8.00 ～ 8.00
市道	旧	仁井田小中島線	秋田市仁井田字小中島1番1地先 秋田市仁井田字小中島239番1地先	901.00	14.00 ～ 17.00
	新	仁井田小中島線	秋田市仁井田字小中島1番1地先 秋田市仁井田字小中島239番1地先	901.00	14.00 ～ 18.80
市道	旧	新屋朝日町10号線	秋田市新屋朝日町1269番地先 秋田市新屋朝日町1245番地先	354.40	3.80 ～ 6.20
	新	新屋朝日町10号線	秋田市新屋朝日町1269番地先 秋田市新屋朝日町1245番地先	354.40	3.80 ～ 6.00
市道	旧	新屋朝日町12号線	秋田市新屋朝日町1267番地先 秋田市新屋朝日町1278番地先	135.20	5.80 ～ 6.20
	新	新屋朝日町12号線	秋田市新屋朝日町1267番地先 秋田市新屋朝日町1278番地先	135.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋朝日町13号線	秋田市新屋朝日町1303番地先 秋田市新屋朝日町1282番地先	222.40	5.80 ～ 6.00
	新	新屋朝日町13号線	秋田市新屋朝日町1303番地先 秋田市新屋朝日町1282番地先	222.40	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋朝日町15号線	秋田市新屋朝日町1231番地先 秋田市新屋朝日町1238番3地先	139.00	4.10 ～ 6.10
	新	新屋朝日町15号線	秋田市新屋朝日町1231番地先 秋田市新屋朝日町1238番3地先	139.00	4.10 ～ 6.00
市道	旧	長浜荒郷屋寺ノ沢線	秋田市下浜長浜字荒郷屋122番3地先 秋田市下浜長浜字寺ノ沢9番3地先	3,132.50	3.10 ～ 19.00
	新	長浜荒郷屋寺ノ沢線	秋田市下浜長浜字荒郷屋122番3地先 秋田市下浜長浜字寺ノ沢9番3地先	3,132.50	3.10 ～ 19.00
市道	旧	八田館線	秋田市下浜八田字館腰86番3地先 秋田市下浜八田字館腰15番地先	328.40	4.00 ～ 11.00
	新	八田館線	秋田市下浜八田字館腰86番3地先 秋田市下浜八田字館腰15番地先	325.70	4.00 ～ 11.00
市道	旧	新屋扇町15号線	秋田市新屋扇町220番地先 秋田市新屋扇町192番3地先	109.30	5.30 ～ 5.50
	新	新屋扇町15号線	秋田市新屋扇町220番地先 秋田市新屋扇町192番3地先	110.30	5.30 ～ 5.50
市道	旧	横森四丁目4号線	秋田市横森四丁目642番地先 秋田市横森四丁目429番地先	412.40	7.80 ～ 8.00
	新	横森四丁目4号線	秋田市横森四丁目642番地先 秋田市横森四丁目429番地先	412.40	7.80 ～ 8.00
市道	旧	横森二丁目1号線	秋田市横森二丁目167番1地先 秋田市横森二丁目107番2地先	545.40	4.60 ～ 6.00
	新	横森二丁目1号線	秋田市横森二丁目167番1地先 秋田市横森二丁目107番2地先	546.80	4.60 ～ 6.00
市道	旧	堤の沢篠田台線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番35地先 秋田市上北手猿田字中谷地120番1地先	2,113.00	3.40 ～ 8.70
	新	堤の沢篠田台線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番35地先 秋田市上北手猿田字中谷地120番1地先	2,113.00	3.40 ～ 9.70
市道	旧	脇ノ田1号線	秋田市上北手古野字脇ノ田49番地先 秋田市上北手古野字脇ノ田5番地先	217.50	3.50 ～ 7.90
	新	脇ノ田1号線	秋田市上北手古野字脇ノ田49番地先 秋田市上北手古野字脇ノ田5番地先	217.50	3.50 ～ 7.90

市道	旧	柳館松崎4号線	秋田市広面字谷内佐渡57番5地先 秋田市上北手松崎字谷崎1番1地先	692.70	9.00 ～ 16.50
	新	柳館松崎4号線	秋田市広面字谷内佐渡57番5地先 秋田市上北手松崎字谷崎1番1地先	692.70	9.00 ～ 16.50
市道	旧	上北手荒巻1号線	秋田市上北手荒巻字割田70番1地先 秋田市上北手荒巻字堺切50番1地先	1,187.60	17.00 ～ 22.40
	新	上北手荒巻1号線	秋田市上北手荒巻字割田70番1地先 秋田市上北手荒巻字堺切50番1地先	1,186.60	17.00 ～ 22.40
市道	旧	谷内佐渡糠塚2号線	秋田市広面字谷内佐渡106番1地先 秋田市広面字蓮沼105番2地先	694.10	3.70 ～ 6.00
	新	谷内佐渡糠塚2号線	秋田市広面字谷内佐渡106番1地先 秋田市広面字蓮沼105番2地先	694.10	4.00 ～ 6.00
市道	旧	糠塚3号線	秋田市広面字糠塚95番1地先 秋田市広面字糠塚15番5地先	223.20	5.80 ～ 6.10
	新	糠塚3号線	秋田市広面字糠塚95番1地先 秋田市広面字糠塚15番5地先	222.20	5.80 ～ 6.10
市道	旧	糠塚2号線	秋田市広面字糠塚21番1地先 秋田市広面字糠塚1番1地先	243.20	4.20 ～ 6.10
	新	糠塚2号線	秋田市広面字糠塚21番1地先 秋田市広面字糠塚1番1地先	242.10	5.30 ～ 6.10
市道	旧	太平大通線	秋田市太平目長崎字神田3番1地先 秋田市太平黒沢館越95番1地先	4,340.80	4.50 ～ 14.50
	新	太平大通線	秋田市太平目長崎字神田3番1地先 秋田市太平黒沢館越95番1地先	4,340.80	4.50 ～ 14.50
市道	旧	緑ヶ丘団地1号線	秋田市飯島松根西町8番228地先 秋田市飯島緑丘16番995地先	808.60	3.80 ～ 9.40
	新	緑ヶ丘団地1号線	秋田市飯島松根西町8番228地先 秋田市飯島緑丘16番995地先	808.60	3.80 ～ 9.40
市道	旧	緑ヶ丘団地16号線	秋田市飯島美砂町16番449地先 秋田市飯島美砂町16番392地先	202.90	4.50 ～ 5.00
	新	緑ヶ丘団地16号線	秋田市飯島美砂町16番449地先 秋田市飯島美砂町16番392地先	202.90	5.00 ～ 5.00
市道	旧	田口堰跡1号線	秋田市飯島松根東町27番3地先 秋田市飯島松根東町8番352地先	554.60	3.90 ～ 6.30
	新	田口堰跡1号線	秋田市飯島松根東町27番3地先 秋田市飯島松根東町8番352地先	554.60	4.60 ～ 6.50
市道	旧	福田片田線	秋田市金足片田字深田55番1地先 秋田市金足片田字刈又170番1地先	1,146.20	4.20 ～ 7.60
	新	福田片田線	秋田市金足片田字深田55番1地先 秋田市金足片田字刈又170番1地先	1,146.20	4.20 ～ 7.60
市道	旧	天ノ袋線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番2地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番4地先	1,099.30	3.50 ～ 11.70
	新	天ノ袋線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番2地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番4地先	1,099.30	4.00 ～ 11.70
市道	旧	飯島芋田中野線	秋田市飯島字芋田160番地先 秋田市飯島字中野2番1地先	400.00	9.50 ～ 10.50
	新	飯島芋田中野線	秋田市飯島字芋田160番地先 秋田市飯島字中野2番1地先	391.20	9.00 ～ 10.50
市道	旧	天ノ袋2号線	秋田市飯島字前田表156番2地先 秋田市飯島字前田表127番地先	126.50	5.00 ～ 11.00
	新	天ノ袋2号線	秋田市飯島字前田表156番2地先 秋田市飯島字前田表127番地先	126.50	10.20 ～ 11.00

市道	旧	和田本町線	秋田市河辺和田字下夕川原11番2地先 秋田市河辺北野田高屋字上前田表79番地先	1,233.50	5.90 ～ 11.90
	新	和田本町線	秋田市河辺和田字下夕川原11番2地先 秋田市河辺北野田高屋字上前田表79番地先	1,234.60	5.90 ～ 13.00
市道	旧	下小平岱線	秋田市河辺岩見字下小平岱23番1地先 秋田市河辺岩見字下小平岱2番6地先	1,580.90	3.90 ～ 11.00
	新	下小平岱線	秋田市河辺岩見字下小平岱23番1地先 秋田市河辺岩見字下小平岱2番6地先	1,580.90	3.90 ～ 11.00
市道	旧	榊表線	秋田市河辺北野田高屋字榊表6番1地先 秋田市河辺和田字北条ヶ崎10番地先	264.30	4.80 ～ 13.90
	新	榊表線	秋田市河辺北野田高屋字榊表6番1地先 秋田市河辺和田字北条ヶ崎10番地先	264.80	4.80 ～ 13.90
市道	旧	和田4号線	秋田市河辺和田字上中野412番2地先 秋田市河辺和田字上中野417番7地先	130.00	5.10 ～ 10.30
	新	和田4号線	秋田市河辺和田字上中野412番2地先 秋田市河辺和田字上中野417番7地先	101.60	5.70 ～ 10.30
市道	旧	和田山根線	秋田市河辺和田字和田3番2地先 秋田市河辺諸井字山根52番1地先	2,986.00	2.60 ～ 7.80
	新	和田山根線	秋田市河辺和田字和田3番2地先 秋田市河辺諸井字山根52番1地先	2,986.00	2.60 ～ 7.80
市道	旧	グラウンド線	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地75番3地先 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地11番2地先	246.50	5.50 ～ 15.00
	新	グラウンド線	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地75番3地先 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地11番2地先	223.50	5.50 ～ 15.00
市道	旧	畑線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢149番2地先 秋田市河辺北野田高屋字上堂ヶ沢139番2地先	943.30	5.10 ～ 13.00
	新	畑線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢149番2地先 秋田市河辺北野田高屋字上堂ヶ沢139番2地先	943.30	5.10 ～ 13.00
市道	旧	大沢線	秋田市河辺高岡字河原田下段701番1地先 秋田市河辺三内字大滝ノ沢5番2地先	2,201.90	2.35 ～ 40.90
	新	大沢線	秋田市河辺高岡字河原田下段701番1地先 秋田市河辺大沢字苗代沢1番地先	2,191.40	2.50 ～ 40.90
市道	旧	大沢線	秋田市河辺高岡字河原田下段701番1地先 秋田市河辺三内字大滝ノ沢5番2地先	2,201.90	2.35 ～ 40.90
	新	大沢線	秋田市河辺大沢字堂ノ下103番地先 秋田市河辺三内字大滝ノ沢5番2地先	2,191.40	2.50 ～ 40.90
市道	旧	柳町道山線	秋田市河辺三内字外川原127番3地先 秋田市河辺岩見字八慶155番1地先	613.60	2.70 ～ 13.50
	新	柳町道山線	秋田市河辺三内字外川原127番3地先 秋田市河辺岩見字八慶155番1地先	613.60	2.70 ～ 13.50
市道	旧	鵜養線	秋田市河辺岩見字鵜養62番地先 秋田市河辺岩見字上田面66番地先	1,193.00	4.00 ～ 8.50
	新	鵜養線	秋田市河辺岩見字鵜養62番地先 秋田市河辺岩見字上田面66番地先	1,193.00	4.10 ～ 8.50
市道	旧	和田11号線	秋田市河辺和田字上中野419番7地先 秋田市河辺和田字上中野180番4地先	123.00	4.00 ～ 6.50
	新	和田11号線	秋田市河辺和田字上中野419番7地先 秋田市河辺和田字上中野180番4地先	123.00	5.00 ～ 6.50
市道	旧	坂本下川原線	秋田市河辺和田字坂本北291番5地先 秋田市河辺諸井字下川原188番3地先	309.40	6.00 ～ 15.70
	新	坂本下川原線	秋田市河辺和田字坂本北291番5地先 秋田市河辺諸井字下川原188番3地先	309.40	6.00 ～ 15.70

市道	旧	戸 賀 沢 線	秋田市雄和戸賀沢字御江田92番地先 秋田市雄和戸賀沢字御江田56番地先	612.10	4.00 ～ 9.60
	新	戸 賀 沢 線	秋田市雄和戸賀沢字御江田92番地先 秋田市雄和戸賀沢字御江田56番地先	612.10	4.00 ～ 9.60
市道	旧	東 通 館 ノ 越 11 号 線	秋田市東通館ノ越156番22地先 秋田市東通館ノ越23番 7 地先	388.20	6.00 ～ 6.70
	新	東 通 館 ノ 越 11 号 線	秋田市東通館ノ越156番22地先 秋田市東通館ノ越23番 7 地先	386.30	6.00 ～ 6.70
市道	旧	土 崎 東 四 丁 目 19 号 線	秋田市土崎港東四丁目10番121地先 秋田市土崎港東四丁目10番130地先	116.30	6.00 ～ 6.00
	新	土 崎 東 四 丁 目 19 号 線	秋田市土崎港東四丁目10番121地先 秋田市土崎港東四丁目10番130地先	111.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	土 崎 北 9 号 線	秋田市土崎港北四丁目207番119地先 秋田市土崎港北四丁目207番372地先	258.70	6.00 ～ 6.50
	新	土 崎 北 9 号 線	秋田市土崎港北四丁目207番119地先 秋田市土崎港北四丁目207番372地先	266.60	6.00 ～ 6.50
市道	旧	土 崎 北 10 号 線	秋田市土崎港北四丁目207番387地先 秋田市土崎港北四丁目207番383地先	60.70	6.00 ～ 6.00
	新	土 崎 北 10 号 線	秋田市土崎港北四丁目207番387地先 秋田市土崎港北四丁目207番383地先	63.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	外 旭 川 野 村 4 号 線	秋田市外旭川字野村187番 7 地先 秋田市外旭川字野村187番 7 地先	194.10	6.00 ～ 6.30
	新	外 旭 川 野 村 4 号 線	秋田市外旭川字野村187番 7 地先 秋田市外旭川字野村187番 7 地先	185.50	6.00 ～ 6.30
市道	旧	濁川団地40号線	秋田市濁川字草刈場 1 番50地先 秋田市濁川字草刈場 1 番63地先	54.00	6.00 ～ 6.00
	新	濁川団地40号線	秋田市濁川字草刈場 1 番50地先 秋田市濁川字草刈場 1 番63地先	49.40	6.00 ～ 6.00
市道	旧	濁川団地41号線	秋田市濁川字草刈場 1 番 7 地先 秋田市濁川字草刈場 1 番80地先	75.10	6.00 ～ 6.00
	新	濁川団地41号線	秋田市濁川字草刈場 1 番 7 地先 秋田市濁川字草刈場 1 番80地先	72.10	6.00 ～ 6.00
市道	旧	濁川団地42号線	秋田市濁川字草刈場 1 番66地先 秋田市濁川字草刈場 1 番 3 地先	57.70	4.20 ～ 6.00
	新	濁川団地42号線	秋田市濁川字草刈場 1 番66地先 秋田市濁川字草刈場 1 番 3 地先	54.60	4.20 ～ 6.00
市道	旧	西 潟 敷 13 号 線	秋田市仁井田字西潟敷17番12地先 秋田市仁井田字西潟敷17番 7 地先	82.00	4.40 ～ 6.00
	新	西 潟 敷 13 号 線	秋田市仁井田字西潟敷17番12地先 秋田市仁井田字西潟敷17番 7 地先	90.60	5.20 ～ 6.00
市道	旧	御所野ニュータ ウン 197 号 線	秋田市御所野地蔵田四丁目70番地先 秋田市御所野地蔵田四丁目28番 7 地先	125.10	8.00 ～ 8.00
	新	御所野ニュータ ウン 197 号 線	秋田市御所野地蔵田四丁目70番地先 秋田市御所野地蔵田四丁目28番 7 地先		8.00 ～ 8.00
市道	旧	御所野ニュータ ウン 198 号 線	秋田市御所野地蔵田四丁目29番10地先 秋田市御所野地蔵田四丁目29番 5 地先	101.70	6.00 ～ 6.00
	新	御所野ニュータ ウン 198 号 線	秋田市御所野地蔵田四丁目29番10地先 秋田市御所野地蔵田四丁目29番 5 地先	109.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	御所野ニュータ ウン 199 号 線	秋田市御所野地蔵田四丁目30番 3 地先 秋田市御所野地蔵田四丁目30番 2 地先	43.30	6.00 ～ 6.00
	新	御所野ニュータ ウン 199 号 線	秋田市御所野地蔵田四丁目30番 3 地先 秋田市御所野地蔵田四丁目30番 2 地先	51.00	6.00 ～ 6.00

市道	旧	四ツ小屋中野 9号線	秋田市四ツ小屋字中野67番6地先 秋田市四ツ小屋字中野67番9地先	69.10	6.00 ～ 6.00
	新	四ツ小屋中野 9号線	秋田市四ツ小屋字中野67番6地先 秋田市四ツ小屋字中野67番9地先	67.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台二丁目 1号線	秋田市御所野堤台二丁目6番117地先 秋田市御所野堤台二丁目6番1地先	416.50	9.00 ～ 9.00
	新	堤台二丁目 1号線	秋田市御所野堤台二丁目6番117地先 秋田市御所野堤台二丁目6番1地先	421.70	9.00 ～ 9.00
市道	旧	堤台二丁目 2号線	秋田市御所野堤台二丁目2番2地先 秋田市御所野堤台二丁目1番1地先	367.30	9.00 ～ 9.00
	新	堤台二丁目 2号線	秋田市御所野堤台二丁目2番2地先 秋田市御所野堤台二丁目1番1地先	380.60	9.00 ～ 9.00
市道	旧	堤台二丁目 3号線	秋田市御所野堤台二丁目15番地先 秋田市御所野堤台二丁目13番地先	544.30	6.00 ～ 6.50
	新	堤台二丁目 3号線	秋田市御所野堤台二丁目15番地先 秋田市御所野堤台二丁目13番地先	553.90	6.00 ～ 6.50
市道	旧	堤台二丁目 4号線	秋田市御所野堤台二丁目6番124地先 秋田市御所野堤台二丁目6番30地先	240.00	12.00 ～ 12.00
	新	堤台二丁目 4号線	秋田市御所野堤台二丁目6番124地先 秋田市御所野堤台二丁目6番30地先	246.40	12.00 ～ 12.00
市道	旧	堤台二丁目 5号線	秋田市御所野堤台二丁目6番25地先 秋田市御所野堤台二丁目6番30地先	100.00	9.00 ～ 9.00
	新	堤台二丁目 5号線	秋田市御所野堤台二丁目6番25地先 秋田市御所野堤台二丁目6番30地先	100.00	8.50 ～ 8.50
市道	旧	堤台二丁目 6号線	秋田市御所野堤台二丁目6番123地先 秋田市御所野堤台二丁目6番57地先	117.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目 6号線	秋田市御所野堤台二丁目6番123地先 秋田市御所野堤台二丁目6番57地先	119.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台二丁目 7号線	秋田市御所野堤台二丁目6番91地先 秋田市御所野堤台二丁目6番84地先	100.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目 7号線	秋田市御所野堤台二丁目6番91地先 秋田市御所野堤台二丁目6番84地先	103.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台二丁目 9号線	秋田市御所野堤台二丁目6番63地先 秋田市御所野堤台二丁目6番58地先	77.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目 9号線	秋田市御所野堤台二丁目6番63地先 秋田市御所野堤台二丁目6番58地先	80.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台二丁目 10号線	秋田市御所野堤台二丁目6番1地先 秋田市御所野堤台二丁目6番1地先	110.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目 10号線	秋田市御所野堤台二丁目6番1地先 秋田市御所野堤台二丁目6番32地先	113.50	6.00 ～ 7.00
市道	旧	堤台二丁目 11号線	秋田市御所野堤台二丁目6番1地先 秋田市御所野堤台二丁目6番1地先	60.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目 11号線	秋田市御所野堤台二丁目6番1地先 秋田市御所野堤台二丁目6番1地先	64.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台二丁目 12号線	秋田市御所野堤台二丁目6番115地先 秋田市御所野堤台二丁目6番108地先	98.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目 12号線	秋田市御所野堤台二丁目6番115地先 秋田市御所野堤台二丁目6番108地先	102.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	大平目長崎 2号線	秋田市太平目長崎字目長崎185番2地先 秋田市太平目長崎字目長崎175番地先	315.00	9.00 ～ 9.00
	新	大平目長崎 2号線	秋田市太平目長崎字目長崎185番2地先 秋田市太平目長崎字目長崎175番地先	309.00	9.00 ～ 9.00

市道	旧	和 田 13 号 線	秋田市河辺和田字和田197番 8 地先 秋田市河辺和田字下夕川原20番12地先	104.00	6.00 ～ 6.00
	新	和 田 13 号 線	秋田市河辺和田字和田197番 8 地先 秋田市河辺和田字下夕川原20番12地先	114.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	北 野 田 高 屋 自 歩 道 線	秋田市河辺北野田高屋字榊表 7 番 2 地先 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地67番 6 地先	105.00	3.00 ～ 3.00
	新	北 野 田 高 屋 自 歩 道 線	秋田市河辺北野田高屋字榊表 7 番 2 地先 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地67番 6 地先	106.10	3.00 ～ 4.00

2 供用開始の期日
平成22年 3月31日

3 縦覧期間
平成22年 3月31日から
平成22年 4月13日まで

秋田市告示第87号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度後期高齢者医療保険料督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第 6 号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成22年 3月 2 日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭
記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員数	所在地	住所および氏名又は団体名
有形文化財 (考古資料)	地方遺跡出土土面	1 点	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下23番地 2 四ツ小屋遺物収蔵庫	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市 秋田市長 穂積 志
有形民俗文化財	熊野観心十界曼陀羅	1 幅	秋田市大町五丁目 7 番54号 寶性寺	秋田市大町五丁目 7 番54号 宗教法人 寶性寺

図			代表役員 齋藤 隆宣
---	--	--	---------------

秋田市教委告示第 7 号

平成22年 3月17日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年 3月12日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

付議案件

- 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第 8 号

平成22年 4月 2 日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年 3月25日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

付議案件

平成22年度秋田市の教育について

選 管 告 示

秋市選管告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成22年 3月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 安 井 貞 三

- 50分の1の数 5,363人
- 3分の1の数 89,371人

秋市選管告示第 4 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年 3月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

投票区名	区 域
秋田市第53投票区 (秋田市立港北小学校)	土崎港北一丁目4番から8番までを除く。
秋田市第54投票区 (秋田県立ろう学校)	土崎港北一丁目4番から8番までを加える。

秋市選管告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数は次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

2分の1の数 6,369人

農 委 告 示**秋田市農委告示第4号**

平成22年3月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年3月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（13件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成21年度第11号）に関する件
- 4 平成22年度農作業標準受委託料の設定に関する件
- 5 違反転用に関する事務処理要領を設定する件
- 6 農地の権利移動の許可に係る現地調査実施要領を設定する件
- 7 農地改良届取扱要領を全部改正する件
- 8 遠距離農地の取得申請に対する指導要領を廃止する件
- 9 新規就農予定者に対する指導要領を廃止する件

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第13号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年3月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 小林電器設備	小林富次夫	大仙市大曲日の出町一丁目 44番5号

- 2 休止年月日

平成22年3月5日

秋田市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成22年3月31日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおりに
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおりに
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間

平成22年3月17日から平成22年3月30日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時30分まで）

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年3月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 小林電器設備	小林富次夫	大仙市大曲日の出町一丁目 44番5号

- 2 指定休止

平成22年3月8日

秋田市上下水道局告示第16号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年3月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
桜 庭 施 設	櫻庭 鐵彌	男鹿市船越字寺後59番

- 2 指定休止

平成22年3月31日

秋田市上下水道局告示第17号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の

規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年3月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 浅野建設	浅野 政雄	秋田市雄和神ヶ村字大橋280番地

2 指定廃止

平成20年10月1日

秋田市上下水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年3月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社 電算システム

代表取締役 宮 地 正 直

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務

3 収納事務を委託した取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブン-イレブン、ファミリーマート、am/pm、スリーエフ、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（DSK収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、ココストアの直営店および加盟店

4 委託年月日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

秋田市公告

入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年3月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名 秋田市立赤れんが郷土館機械電気設備保守点検業務委託

委託場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館

委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

② 設備管理（冷暖房空調和、給排水衛生などの機械設備、電気設備）の保守、点検

整備が可能な業者であり、同種の業務実績が過去5年の間に通算3年以上あること。

③ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

④ 租税に滞納がないこと。

⑤ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年3月24日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館 研修室

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年3月30日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加通知に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年3月8日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 機械電気設備保守点検業務経歴書（様式2）

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 住民票（法人にあっては、登記簿謄本）

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年3月2日(火)から平成22年3月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市大町三丁目3番21号

秋田市立赤れんが郷土館

ウ 申請用紙 秋田市立赤れんが郷土館又はホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年3月18日(木)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成22年3月2日(火)から平成22年3月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市大町三丁目3番21号
秋田市立赤れんが郷土館

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市立赤れんが郷土館
電話 018-864-6851 中田又は眞井田

秋田市公告

入札を執行するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。
平成22年3月3日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教文館 第16号 秋田市文化会館 廃棄物収集運搬 処理業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	① 秋田市の一般廃棄物収集運搬業務の許可業者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年3月17日(木) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号
秋田市文化会館 中2階 第1会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成22年3月23日(火) (予定)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
(4) 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年3月9日(火)までに、申込書を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年3月3日(火)から平成22年3月9日(火)までの午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当
ウ 申込用紙 秋田市文化会館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および非指名通知については、FAXで行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年3月3日(火)から平成22年3月9日(火)までの午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市文化会館
秋田市山王七丁目3番1号 1階事務所内

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147条)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- (2) 公売保証金 4,700,000円
- (3) 見積価額 46,600,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成22年4月13日(火)午後1時から平成22年4月26日(月)午後11時まで
- (2) 入札

- 平成22年 5月 7日(金)午後 1時から平成22年 5月14日(金)午後 1時まで
- (3) 開札
平成22年 5月14日(金) 午後 1時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成22年 5月21日(金) 午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目 1番 1号 秋田市財政部納税課
- 7 買受代金納付期限
平成22年 5月25日(火) 午後 2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税の取扱い
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額にすでに消費税相当額を含んで

- いる。
- 14 公売保証金
入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。
- 15 その他
 - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
 - (2) 入札は、入札期間中に 1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
 - (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
 - (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として、公売財産の建物の 2階は事務所として 1室のみ使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
 - (7) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
 - (8) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。

秋田市公告

秋田市民交流プラザに飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年 3月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市民交流プラザ自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き）※最低落札価格
	① 秋田拠点センター南口側通路（A）	2.00㎡	120,000円
	② 同（B）	2.00㎡	120,000円
(3) 貸付期間	平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1項および第 2項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては、秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自ら自動販売機の設置業務において 3年以上の経験を有し、平成20年度および平成21年度において、市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする業務を誠実に履行した実績を有すること。		
(5) 入札参加申込み			
受付期間	平成22年 3月 8日(月)から平成22年 3月16日(火)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から正午までおよび午後 1時から午後 5時まで)		
受付場所	秋田市東通仲町 4番 1号 秋田市民交流プラザ管理室企画総務担当		

(6) 指名(非指名)通知	平成22年 3月17日(木)までに F A X で通知
(7) 入札	
日 時	平成22年 3月19日(金) 午前10時
場 所	秋田市東通仲町 4 番 1 号 秋田市民交流プラザ 1 階 音楽交流室 D
入札保証金	免除
(8) 契約日	落札日から平成22年 3月26日(金)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 3月16日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)、住民票の写し(個人の場合)

ウ 納税証明書(写し可)

・秋田市に納付した固定資産税、法人市民税(個人営業の者は、個人市民税)

エ 誓約書(平成20年度および平成21年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付)

オ アおよびエの様式については、秋田市民交流プラザホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、その者に非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 入札は番号順に 1 物件ごとに行う。

ウ 応募する者は 1 物件しか落札できないこととし、1 物件を落札した者は他の物件の入札には参加できない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札者は予定価格以上で、かつ、有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

(4) その他入札・契約上の条件等については、秋田市民交流プラザホームページに掲載する。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市民交流プラザ管理室企画総務担当

電話 018-887-5310

秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 3月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第七地区土地区画整理事業
- 施行地区
秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字篠田台、字中谷地、字堤ノ沢
秋田市上北手古野字台、秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上の各一部
- 事務所の所在地
秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 4
- 施行認可の年月日
平成22年 3月 9 日
- 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小川忠男
上記代理人 秋田都市開発事務所長 藤原 洋
- 事業施行期間
平成22年 3月 9 日から平成23年 3月31日まで
- 事業年度
毎年 4月 1 日から翌年 3月31日まで
- 公告の方法
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 入札に付する事項
 - 業務内容
 - 件 名 秋田市立飯島中学校登校用車両賃貸借
 - 場 所 秋田市立飯島中学校と上新城地区
 - 契約期間 平成22年 4月 1 日から平成23年 3月31日まで
 - 入札参加要件
 - 秋田市内に本社を有する者
 - 道路運送法第四条の一般旅客自動車運送業の許可を受け業務を遂行できる者、道路運送法第二十三条に基づく運行管理者および道路運送車両法第五十条に基づく整備管理者その他必要とする者を選任し従事させることができるもの
 - ジャンボタクシーおよび小型タクシー等の乗合タクシーを複数台所有し、賃貸借契約を行える者
 - 受託した場合、不測の事態により、運行が困難となっ

た場合に備えて、受託者と同程度の事業者を確保し、運行業務を代理させ、運行に支障がきたさないよう対応できる者

(オ) 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 平成22年3月26日(金) 午前10時

(2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料を受領し、平成22年3月19日(金)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 道路運送法第四条の一般旅客自動車運送業の許可を受けていることを証明できるもの(写し)

エ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可

オ 登記簿謄本

カ 運行業務代理者承認申請書

キ 実績調書

(2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課

(3) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(4) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年3月11日(木)から平成22年3月19日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会学事課

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成22年3月24日(水)に行う。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課学事担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により秋田市森林整備計画を樹立するので、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類 秋田市森林整備計画書

2 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農地森林整備課

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間

(1) 平成22年3月15日から平成22年3月31日まで
午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 平成22年4月1日から
午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

件 名	秋田市立牛島小学校体育館等代替施設送迎用バス賃貸借
場 所	秋田市立牛島小学校と体育館等の代替施設間
契約期間	平成22年4月12日から平成23年3月18日まで
入 札 参加要件	次の①から⑤までの要件をすべて満たしていること。 ① 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ② 貸切仕様の大型車を6台以上保有していること。 ③ 本業務を実施する全ての日に配車が可能であること。 ④ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ⑤ 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年4月7日(水) 午後1時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約方法 複数単価契約

(5) 契約日 平成22年4月12日(月)

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、すべての単価が予定価格の制限の範囲内に達した入札であり、かつ、入札書に記載された各単価に予定数量を乗じて得た金額の総額が最低価格の者を落札者とする。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年3月29日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できるもの（写し）

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるもの受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月29日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年4月1日(木)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年3月19日(金)から平成22年3月29日(月)

までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル3階

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成21年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成22年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成22年3月25日から平成22年4月13日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

3 縦覧時間

(1) 平成22年3月25日から同月31日まで

午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 平成22年4月1日から同月13日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、秋田県知事から送付を受けた、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を、同条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間 平成22年3月24日から都市再開発法第45条第6項又は同法第100条の公告の日まで

2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市勢活性化推進本部

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

（土曜日、日曜日、祝日および閉庁日は除く。）

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第六地区土地区画整理事業

2 施行地区

- 秋田市上北手猿田字堤ノ沢、字寺ノ沢
秋田市上北手古野字台、字脇ノ田の各一部
- 3 施行認可の年月日
平成20年 8月19日
 - 4 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小川 忠男
上記代理人
秋田市御所野地藏田一丁目1番4
秋田都市開発事務所長 藤原 洋
 - 5 事業施行期間
平成20年 8月19日から平成23年 3月31日まで
 - 6 終了認可の年月日
平成22年 3月25日

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、国税徴収法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成22年 4月13日(火)午後 1時から平成22年 4月26日(月)午後 11時まで
- (2) 入札
平成22年 5月 7日(金)午後 1時から平成22年 5月 9日(日)午後 11時まで
- (3) 開札
平成22年 5月10日(月) 午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成22年 5月10日(月) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成22年 5月20日(木) 午後 2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価額に消費税相当額を含む（平成20年 6月 6日の国税徴収法基本通達一部改正による。）。

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第 3項の規定に基づき、主要地方道秋田岩見船岡線において歩道の新設等が完了したことから、必要な権限の代行を終了することを公告する。

平成22年 3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 権限の行使区間

路 線 名	権限を行使する区間
主要地方道秋田岩見船岡線	秋田市大町五丁目290番地 2 秋田市大町五丁目290番地 3

2 権限の行使期間

平成21年12月 1日から

平成22年 3月31日まで

土地開発公社公告

秋市土開公告第 2 号

平成22年 3月26日午前 9時秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成22年 3月11日

秋田市土地開発公社

理事長 多 田 正 明

付議案件

- 1 平成22年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 平成22年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 平成22年度秋田市土地開発公社資金計画の件
- 4 平成21年度秋田市土地開発公社補正予算（第 2 号）の件
- 5 平成21年度秋田市土地開発公社補正資金計画（第 2 号）の件
- 6 書面議決について報告する件